

第2部 立地適正化に関する基本的な方針

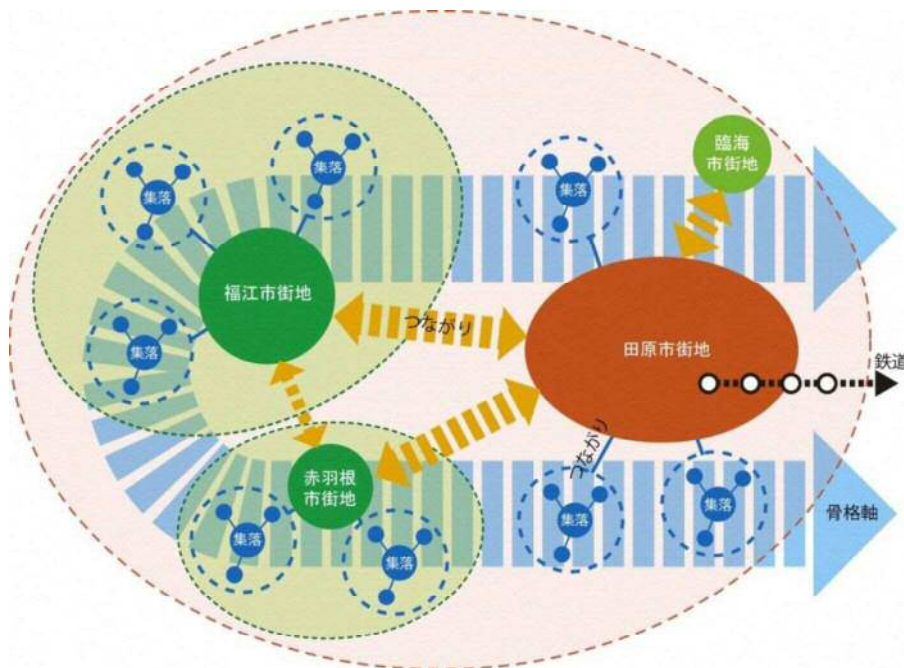
第2部 立地適正化に関する基本的な方針

第1章 改定版田原市都市計画マスタープランの方針

1 都市づくりの方向

改定版田原市都市計画マスタープランでは、都市づくりの方向で、「本市の都市づくりは、市街地（街）と集落（町）等が機能を適切に分担しながらネットワークによってつながれ、それぞれの市街地と集落が共に生き続けられる『多極ネットワーク型のコンパクトシティ』を目指します。」と示しています。

図 田原市の都市づくりの概念図



①4つの市街地の役割分担

本市には、市全体の中心的な市街地である田原市街地のほか、旧3町時代に、それぞれの町の中心であった赤羽根市街地、福江市街地があります。そのため、田原市街地に都市機能施設や居住をすべて集約するのではなく、それぞれの市街地の特性や役割を意識した都市機能の維持・充実を図ります。また、全国でも有数の製造品出荷額を誇り田原市の活力の源となっている臨海市街地については、さらなる産業の集積を促進します。

②市街化調整区域の集落への対応

市街地の外部には、市街化調整区域が広がり、そこに居住する市民が市全体の人口の約6割を占めています。この区域には、地域の産業を営むために長い年月をかけて形成されてきた農業集落や漁業集落などがあり、それぞれの伝統や文化、歴史、生活機能を有しています。特に、本市の農業については、花き、野菜、畜産を中心とする農業産出額が全国トップクラスとなっており、その就業者の多くが居住する市街化調整区域の集落への対応はきわめて重要です。

第2部

市街化調整区域においては、人口減少、高齢化が著しく進展していることから、地域の個性を活かしながら、まとまりのある集落形成を図ります。

また、本市では、市民の地域活動の拠点として市民館を整備し、概ね小学校区（地域コミュニティ）を単位としたまちづくりの取組を行っています。今後も、地域コミュニティが地区のことを考えてまちづくりを行い、それぞれの集落の維持に関しても検討していく必要があります。

③道路軸の活用

本市の多くの集落や市街地は、海沿いの国道42号、国道259号、主要地方道豊橋渥美線に沿って分布していることから、これらの道路を本市の骨格軸として都市づくりを進める必要があります。この骨格となる軸を中心に、他地域とつなぐ道路、市街地間を結ぶ道路、市街地と集落を結ぶ道路が連携したネットワークを構築します。

④多様な交通体系の活用

鉄道、バス、自動車、自転車、徒歩などを組み合わせた交通体系を形成し、多様な交通を効率的に活用できる都市を構築します。

今後、高齢化により自動車を運転できない人が増加すると考えられることから、鉄道やバスによる移動手段の確保を図るとともに、市街地までの移動手段がない集落については、地域コミュニティや交通事業者と協働し、移動手段の確保を検討します。

⑤鉄道駅周辺の土地利用

市外への移動の利便性や自動車に過度に依存している現状を考慮すると、鉄道駅周辺における居住を促進し、高齢者をはじめとして誰もが暮らしやすい生活環境を確保していく必要があります。

このため、駅からの距離や農林漁業との関連を考慮しながら、鉄道駅周辺の生活環境整備を検討します。

2 都市づくりの目標

- 地理的条件を克服する広域ネットワークづくり
- 地震・津波、風水害等の災害に対応した安心・安全な都市づくり
- 地域特性を活かした拠点にふさわしい市街地（街）づくり
- 将来も持続可能な集落（町）づくり
- 渥美半島の豊富な地域資源を活かした観光・交流づくり
- 住民等が主体となって進めるまちづくり

第2章 立地適正化の基本方針

1 立地適正化の方針

改定版田原市都市計画マスタープランでは、「多極ネットワーク型のコンパクトシティを目指します。」と示しており、立地適正化計画策定の目的とすでに合致していることから、立地適正化の方針についても、改定版田原市都市計画マスタープランの5つの都市づくりの方向（①4つの市街地の役割分担、②市街化調整区域の集落への対応、③道路軸の活用、④多様な交通体系の活用、⑤鉄道駅周辺の土地利用）を踏襲して進めることとし、

拠点には、市街地それぞれの特性や役割及び集落に居住している人の日常生活を意識した都市機能の誘導を図るとともに、鉄道、バス、自動車、自転車、徒歩などを組み合わせた交通ネットワークの充実により、『歩いて暮らせる健康的で魅力的なまちづくり』を目指すものとします。

2 都市の将来像

立地適正化計画は、市町村マスタープランの高度化版として位置づけられていることから、都市の将来像についても、改定版田原市都市計画マスタープランの理念を踏襲し、「街と町をつなぎ豊かさをつむぐ たはらガーデンシティ」と設定します。

**まち まち
街と町をつなぎ 豊かさをつむぐ たはらガーデンシティ**

本市の「街」（市街地）は、すでに比較的コンパクトに形成されています。今後の都市づくりは、「街」（市街地）と「町」（集落）を効率的につなぐネットワークを構築するとともに、それぞれの個性を活かすことで活力を創出し、都市の豊かさと農村・漁村の豊かさを併せもつガーデンシティを目指します。

ガーデンシティとは

「ガーデンシティ」とは、産業革命による経済優先の劣悪な都市環境にあった百年前のロンドンで提唱された都市づくりの言葉で、この「ガーデンシティ」が目指すものは、大都市郊外において、豊かな自然環境、農業・工業などの生産の場、生活空間が調和して、持続可能となるようにデザインされた理想都市です。田原市第1次総合計画策定時から田原市の将来イメージとされています。また、「ガーデン (garden)」という英語は、「庭」や「庭園」の意味のほか、肥沃な耕作地帯、豊穡・楽園・余暇を象徴する言葉です。

3 まちづくりの目標

これまでに抽出した都市構造の課題と改定版田原市都市計画マスタープランの都市づくりの目標を踏まえ、立地適正化計画におけるまちづくりの目標を以下のとおり設定します。

まちづくりの目標①

地域にふさわしい都市機能の配置・誘導による拠点（市街地）づくり

- 各市街地の役割に応じた適正な都市機能の配置・誘導を行います。
- 生活サービス施設の維持・充実を図ります。
- 持続可能な都市となるよう、統廃合を含めた公共施設の適正な配置を行います。
- 人口減少を見据え、地域に必要な都市機能を支えるための人口誘導を行います。

まちづくりの目標②

集落から拠点（市街地）に気軽にアクセスできるまちづくり

- 増加が見込まれている高齢者をはじめ誰もが集落から市街地、各都市機能に容易にアクセスできる公共交通ネットワークの維持・充実を図ります。
- 運行便数等のサービス水準が十分でない地域について、向上を図ります。

まちづくりの目標③

災害等に対応した安心・安全なまちづくり

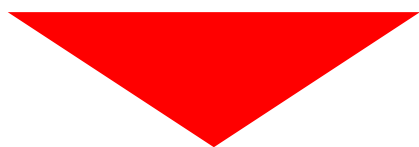
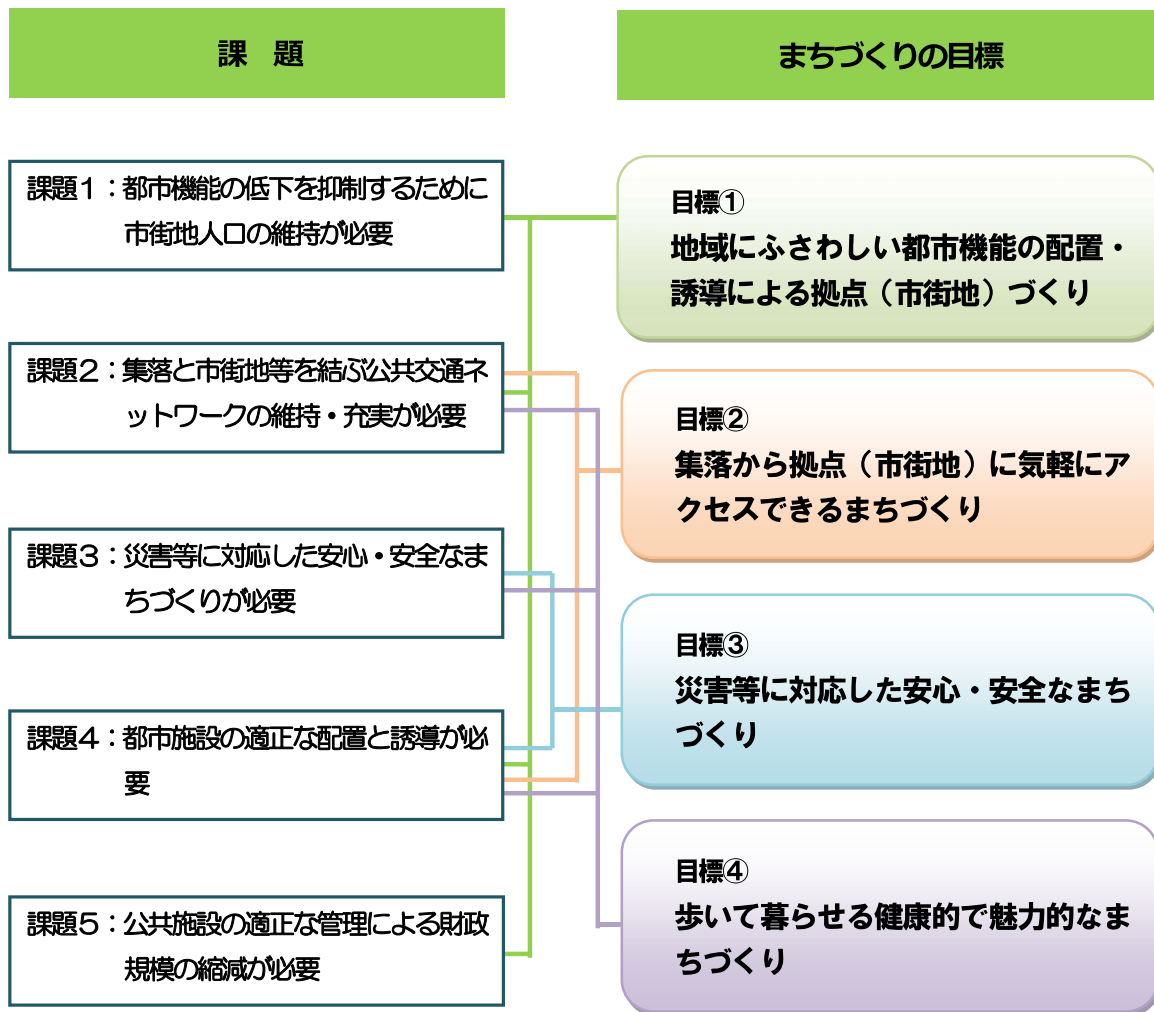
- 巨大地震により津波被害に対応した防護施設整備を進めます。
- 巨大地震により津波被害に対応したまちづくりを行います。
- 土砂災害、風水害等の津波被害以外の災害にも配慮したまちづくりを行います。
- 人にやさしい施設整備を行います。

まちづくりの目標④

歩いて暮らせる健康的で魅力的なまちづくり

- 高齢者をはじめ、皆が行きたいと思えるような拠点（市街地）の魅力向上を図ります。
- 歩いて散策できるような健康的なまちづくりを行います。

これまでに抽出した課題とまちづくりの目標及び都市の将来像について、体系的に示します。



都市の将来像

まち まち
街と町をつなぎ 豊かさをつむぐ たはらガーデンシティ

4 目指すべき都市の骨格構造

居住誘導区域、都市機能誘導区域を設定するにあたり、改定版田原市都市計画マスタープランで定める都市構造を念頭に、抽出した課題やまちづくりの目標を踏まえて、都市の骨格構造である「拠点」と「公共交通軸」を定めます。

拠点間、集落と拠点間などのアクセス道路や公共交通を軸として位置付け、将来にわたり一定の機能確保を目指します。

(1) 拠点

■中心拠点

市域各所からの公共交通アクセス性に優れ、市民に、行政中枢機能、総合病院、相当程度の商業集積などの高次の都市機能を提供する拠点 ※立地適正化計画作成の手引き

本市の中心拠点は、改定版田原市都市計画マスタープランにて「都市拠点」と位置づけており、鉄道駅や中心市街地を有する「田原市街地全体」とします。なお、市街地全体とする理由は、元々市街地面積が小さくコンパクトにまとまっているためです。

■中心拠点（都市拠点）：中心市街地や鉄道駅を中心とした田原市街地全体

■地域拠点

地域の中心として、地域住民に行政支所機能、診療所、食品スーパーなど、主として日常的なサービス機能を提供する拠点 ※立地適正化計画作成の手引き

本市の地域拠点は、平成の合併前の町の中心であった「赤羽根市街地全体」と「福江市街地全体」とし、改定版田原市都市計画マスタープランにて「市街地拠点」と位置づけている「赤羽根市街地」を「赤羽根拠点」、「準都市拠点」と位置づけている「福江市街地」を「福江拠点」と位置づけます。なお、市街地全体とする理由は、元々市街地面積が小さくコンパクトにまとまっているためです。

■赤羽根拠点（市街地拠点）：沿道賑わい機能エリアを中心とした赤羽根市街地全体

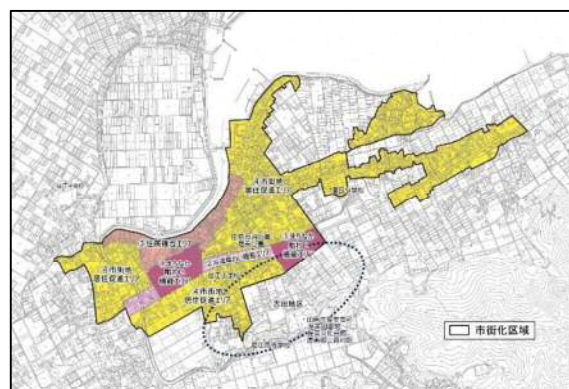
■福江拠点（準都市拠点）：まちなか賑わい機能エリアを中心とした福江市街地全体

臨海市街地（産業集積拠点）については、同じ田原地域内に「都市拠点」があることから、立地適正化計画では「地域拠点」として定めず、用途地域にて従来の誘導をすることとします。

図 土地利用方針図（赤羽根市街地）



図 土地利用方針図（福江市街地）



出典：改定版田原市都市計画マスタープラン

(2) 公共交通軸

市内と市外を結ぶ路線、市内の拠点や主要施設、交通結節点を結ぶ本市の基幹路線

- 鉄道交通軸（豊橋鉄道渥美線）
- 幹線バス交通軸（豊鉄バス伊良湖本線・支線）

図 目指すべき都市構造のイメージ



5 居住及び都市機能の誘導方針

(1) 居住の誘導方針

市内の市街化調整区域には多数の農業集落や漁業集落が存在し、それぞれの伝統や文化、歴史、生活機能を有しています。特に農業は、農業産出額が全国1位となっており、工業と共に本市の産業を支えています。そのため、集落に居住している人を無理に拠点（市街地）に居住誘導するものではありません。生活利便性の高い拠点（市街地）を形成することで、市内外からの緩やかな居住誘導を図ります。

居住誘導区域については、長期的な地区別人口見通しを見据えつつ、徒歩や公共交通における拠点へのアクセシビリティ、人口密度を確保することによる生活サービス施設の持続性、災害等に対する安全性の観点等から具体的な区域を設定します。

(2) 都市機能の誘導方針

各拠点の特色に応じた都市機能の誘導を図ります。

■中心拠点（田原市街地）※改定版田原市都市計画マスタープランにおける『都市拠点』

田原市の中心をなす拠点であることから、行政、商業・業務、医療、教育、交通などの高次な都市機能の維持・集積を図ります。

■赤羽根拠点（地域拠点）※改定版田原市都市計画マスタープランにおける『市街地拠点』

主に日常生活サービス施設の維持・集積を図ります。

高次なものについては、距離も近い田原市街地での利用を想定。

■福江拠点（地域拠点）※改定版田原市都市計画マスタープランにおける『準都市拠点』

中心拠点から距離があり、半島西部の集落の生活の拠点となっていることから、生活を支える都市機能サービスの維持・集積を図ります。

都市機能誘導区域については、各拠点地区における生活サービス施設等の土地利用の実態や都市基盤（基幹的な公共交通路線、道路等）、集落からの公共交通アクセシビリティ、公共施設の配置、徒歩等による各種都市サービスの回遊性などの観点から具体的な区域を設定します。

(3) 市街化調整区域について

本市は市全域が都市計画区域であるとともに、市街化調整区域の面積が市全域の約9割を占め、約6割の市民が市街化調整区域に居住しています。そのため、生活利便性を確保するためには、都市機能が集積する拠点（市街地）への道路や公共交通によるネットワークの維持・充実を図る必要があります。

また、集落に現存する診療所やコンビニエンスストア等は、集落住民の日常生活に大切な機能であることから、これらの施設を市街地に誘導はせず、既存の場所での立地を推奨します。

立地適正化計画では、市街化区域に居住誘導区域と都市機能誘導区域を設定し、コンパクトなまちづくりを推進していきますが、本市に存在する多数の集落との関係性にも配慮しながら、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えで、市全体のまちづくりを行います。

第3部 居住誘導区域

第3部 居住誘導区域

第1章 居住誘導区域の設定方針

1 居住誘導区域とは

居住誘導区域とは、人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。

(都市計画運用指針)

本市においては、農業集落や漁業集落に居住している人を無理に居住誘導区域に誘導するものではなく、生活利便性の高い拠点を形成することで、市内外からの緩やかな居住誘導を図ります。

2 居住誘導区域設定の考え方

(1) 基本的な区域設定の考え方(都市計画運用指針)

居住誘導区域は、都市全体における人口や土地利用、交通や財政の現状及び将来の見通しを勘案しつつ、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営などの都市経営が効率的に行われるよう定めるべきであるとされています。

①居住誘導区域を定めることが考えられる区域

居住誘導区域を定めることが考えられる区域として、以下の区域とされています。

※下記の「生活拠点」は、本計画の「地域拠点」を示します。

- ①都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域
- ②都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域
- ③合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域

②居住誘導区域に含まないこととされている区域

居住誘導区域に含まない区域(都市再生特別措置法第81条第19項、同法施行令第30条)

内 容		本市該当		
ア	都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項に規定する市街化調整区域	有り		
イ	建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条第1項に規定する災害危険区域のうち、同条第2項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域	無し		
ウ	農業振興地域の整備に関する法律(昭和27年法律第58条)第8条第2項第1号に規定する農用地区域又は農地法(昭和27年法律第229号)第5条第2項第1号ロに掲げる農地若しくは採草放牧地の区域(農振農用地)	有り (市街化区域無し)		
エ	自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第1項に規定する特別地域、森林法(昭和26年法律第249号)第25条若しくは第25条の2の規定により指定された保安林の区域、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第14条第1項に規定する原生自然環境保全地域若しくは同法第25条第1項に規定する特別地区又は森林法第30条若しくは第30条の2の規定により告示された保安林予定森林の区域、同法第41条の規定により指定された保安施設地区若しくは同法第44条において準用する同法第30条の規定により告示された保安施設地区に予定された地区	有り (市街化区域無し)		
内 容		各拠点該当		
		中心	赤羽根	福江
オ	地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項に規定する地すべり防止区域	無し	無し	無し
カ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57条)第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域	有り	無し	有り
キ	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57条)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域	有り	無し	有り
ク	特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項に規定する浸水被害防止区域	無し	無し	無し

本市においては、市街化調整区域、農振農用地等、保安林等、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域が該当しています。なお、農振農用地等、保安林等については、市街化区域には存在していません。

③原則として居住誘導区域に含まない区域

原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域(都市計画運用指針)

内容	各拠点該当		
	中心	赤羽根	福江
ア 津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第72条第1項に規定する津波災害特別警戒区域	無し	無し	無し
イ 建築基準法第39条第1項に規定する災害危険区域(②イに掲げる区域を除く)	無し	無し	無し

本市においては、「原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域」の指定はありません。

④適当でないと判断される場合は原則として居住誘導区域に含まない区域

適当でないと判断される場合は原則として居住誘導区域に含まない区域(都市計画運用指針)

内容	各拠点該当		
	中心	赤羽根	福江
ア 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57条)第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域	有り	無し	有り
イ 津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第53条第1項に規定する津波災害警戒区域	有り	無し	有り
ウ 水防法(昭和24年第193号)第15条第1項4号に規定する浸水想定区域	有り	無し	有り
エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57条)第4条第1項に規定する基礎調査、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に規定する津波浸水想定における浸水の区域、特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第4条第2項第4号に規定する都市浸水想定における都市浸水が想定される区域及びその他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域	基礎調査		
	無し	無し	無し
	津波浸水想定区域		
	有り	無し	有り
	都市浸水想定区域		
	無し	無し	無し
洪水浸水予想			
有り	無し	有り	

中心拠点(田原市街地)と福江拠点(福江市街地)には、土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域、浸水想定区域(高潮)、エの区域として、津波浸水想定区域、洪水浸水予想が指定されています。

本市としては、土砂災害警戒区域を居住誘導区域として適当でないと判断し、区域から除外することとします。

津波災害警戒区域と津波浸水想定区域、浸水想定区域(高潮)、洪水浸水予想については、浸水深等を拠点毎に細かく確認したうえで、居住誘導区域に含めるかどうか判断することとします。

※令和元年7月30日に指定された津波災害警戒区域(基準水位)は、津波浸水想定区域と範囲が同じであること及び拠点内の浸水深の想定との差が10cm以下であることから、本計画では、津波浸水想定区域の浸水分布図により居住誘導区域に含めるかどうか判断することとします。

⑤居住誘導区域に含めることについて慎重に判断する区域

居住誘導区域に含めることについて慎重に判断する区域(都市計画運用指針)

内 容	各拠点該当		
	中心	赤羽根	福江
ア 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち工業専用地域、同項第13号に規定する流通業務地区等、法令により住宅の建築が制限されている区域	有り	無し	無し
イ 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第2号に規定する特別用途地区、同法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画等のうち、条例により住宅の建築が制限されている区域	無し	無し	無し
ウ 過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空地等が散在している区域であって、人口等の将来見通しを勘案して今後は居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域	無し	無し	無し
エ 工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域であって、引き続き居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域	無し	無し	無し

中心拠点(田原市街地)には、用途地域のうちの工業専用地域が指定されています。

(2) 田原市における居住誘導区域設定の考え方

「(1) 基本的な区域設定の考え方」を踏まえ、本市における居住誘導区域設定の考え方を以下に示します。

① 居住誘導区域に含める区域

ア) 日常生活に必要な都市機能が立地する区域

歩いて日常生活に必要な都市機能（行政施設、商業施設、医療施設）に行くことのできる利便性の高い区域を居住誘導区域に設定します。

設定する区域については、それぞれの都市機能から半径500m圏域（都市構造の評価に関するハンドブックによる高齢者の一般的な徒歩圏）に入るすべての区域とします。

この区域に人口誘導することにより、現在立地する都市機能の存続を図ります。

■ 日常生活に必要な都市機能

行政施設：市役所、支所、市民センター

商業施設：コンビニエンスストア、スーパーマーケット

医療施設：病院、診療所

イ) 中心市街地の区域

平成28年4月に策定した田原市中心市街地活性化基本計画においては、『花・緑・歴史的景観など「田原らしさ」を感じられ歩いて楽しい活気あるまち』を将来像として、中心市街地の核となる商業施設の整備や、まちなかへの回遊促進に取り組み、賑わいの創出を図るとともに、まちなか居住を推進していくこととしています。

よって、同計画で設定されている中心市街地の区域（約88ha）は、立地適性化計画の居住誘導区域で必要とされる機能と大いに類似していることから、居住誘導区域に含める区域とします。

ウ) 良好な居住環境が形成されている区域

土地区画整理事業が施行され、ライフラインが整い良好な居住環境が形成されている区域（施行中を含む）を居住誘導区域に設定します。

エ) 公共交通の利便性が高い区域

バスについては、バス停から半径500m圏域（都市構造の評価に関するハンドブックによる高齢者の一般的な徒歩圏）を居住誘導区域に設定します。

鉄道については、改定版田原市都市計画マスタープランの「田原市の都市づくりの方向」の5つのうち1つに「鉄道駅周辺の土地利用」を示しており、都市間移動において片道1時間に4本で市内の公共交通の中で最も利便性の高い鉄道駅周辺への居住を促進していく方針としていることから、バスより広い鉄道駅から半径1km圏域を居住誘導区域に設定します。

②居住誘導区域に含まない区域（除外区域）

ア）都市再生特別措置法第81条第19項、同法施行令第30条にて居住誘導区域に定めないとされている区域

市街化調整区域、農振農用地等、保安林等、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域

イ）その他の災害が発生する危険性の高い区域

中心拠点と福江拠点において、土砂災害警戒区域が指定されている区域

ウ）工業専用地域（用途地域）

中心拠点（田原市街地）に一部工業専用地域が指定

③居住誘導区域に含めるかどうか慎重に判断すべき区域

津波浸水想定区域、浸水想定区域（高潮）、洪水浸水予想

津波浸水想定区域等については、浸水深等を拠点毎に細かく確認したうえで、居住誘導区域に含めるかどうか判断することとします。

居住誘導区域設定条件のまとめ

①含める区域

- ア）日常生活に必要な都市機能が立地する区域（それぞれの都市機能から半径500m圏域）
- イ）中心市街地の区域
- ウ）良好な居住環境が形成されている区域（土地区画整理事業区域）
- エ）公共交通の利便性が高い区域（鉄道駅から半径1km圏域、バス停から半径500m圏域）

②含まない区域（除外区域）

- ア）市街化調整区域、農振農用地等、保安林等、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域
- イ）土砂災害警戒区域が指定されている災害が発生する危険性の高い区域
- ウ）工業専用地域（用途地域）

③含めるかどうか慎重に判断すべき区域

津波浸水想定区域、浸水想定区域（高潮）、洪水浸水予想 ⇒ 各拠点の浸水深等により判断

※区域については、最終的に地形地物（道路等）にて整理

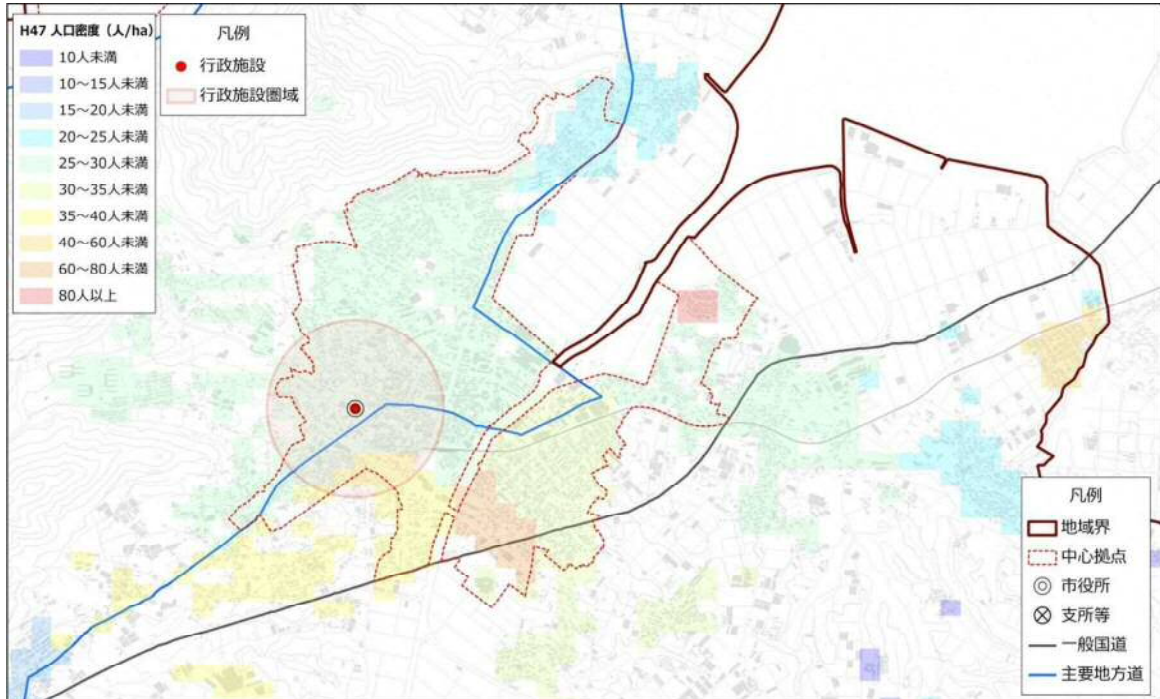
第2章 居住誘導区域の設定

1 中心拠点（田原市街地）

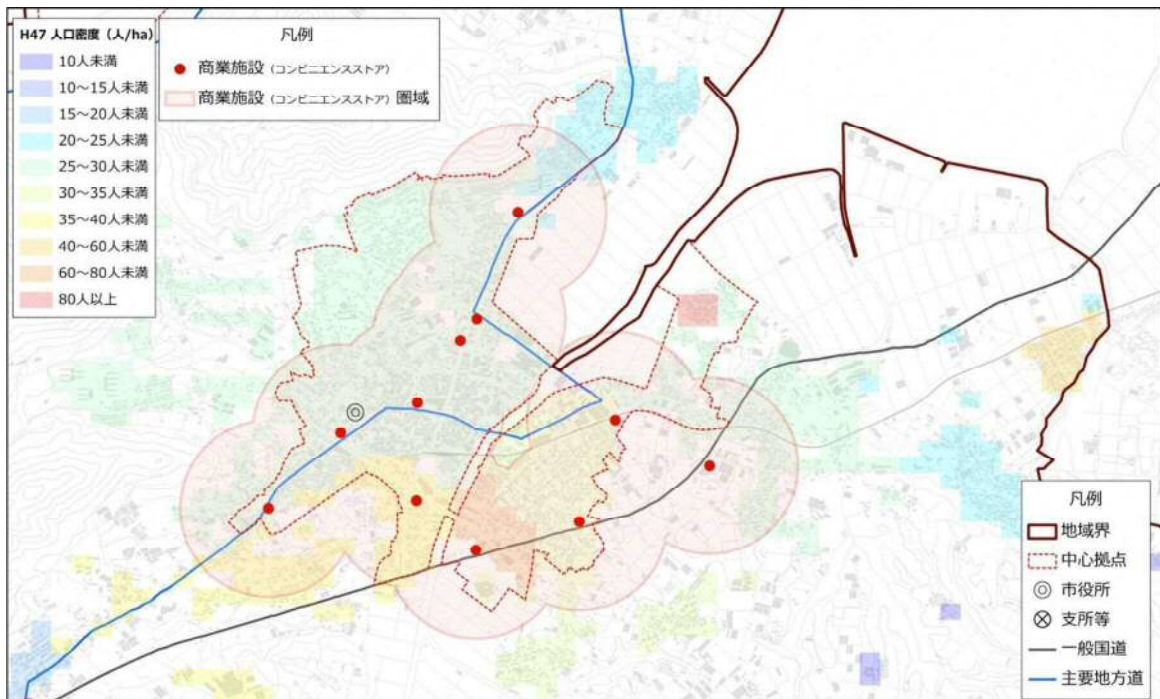
①居住誘導区域に含める区域

ア) 日常生活に必要な都市機能が立地する区域（平成30年4月1日現在）

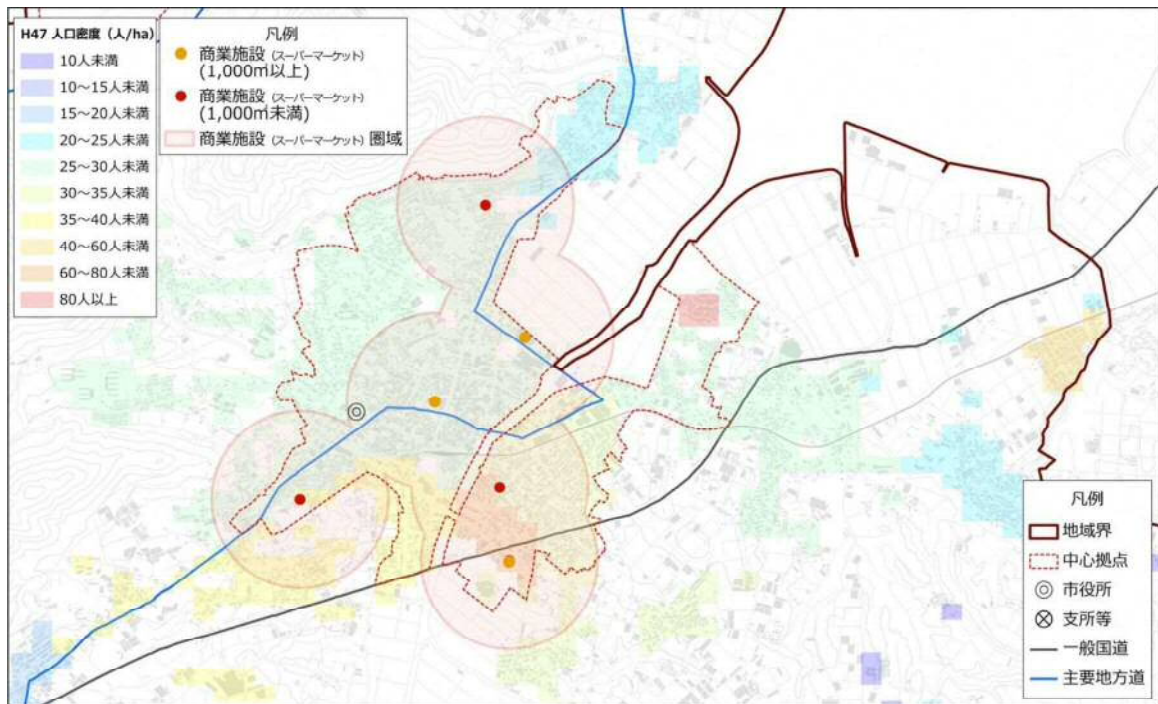
■行政施設（市役所）から半径500m圏域



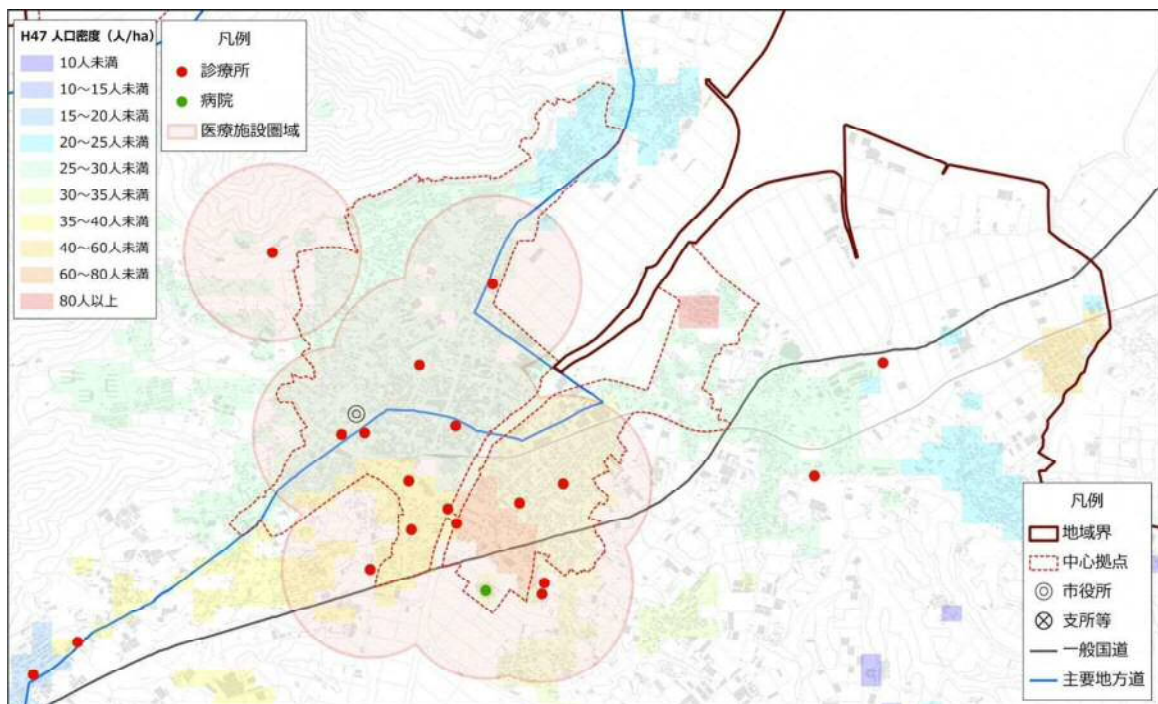
■商業施設（コンビニエンスストア）から半径500m圏域



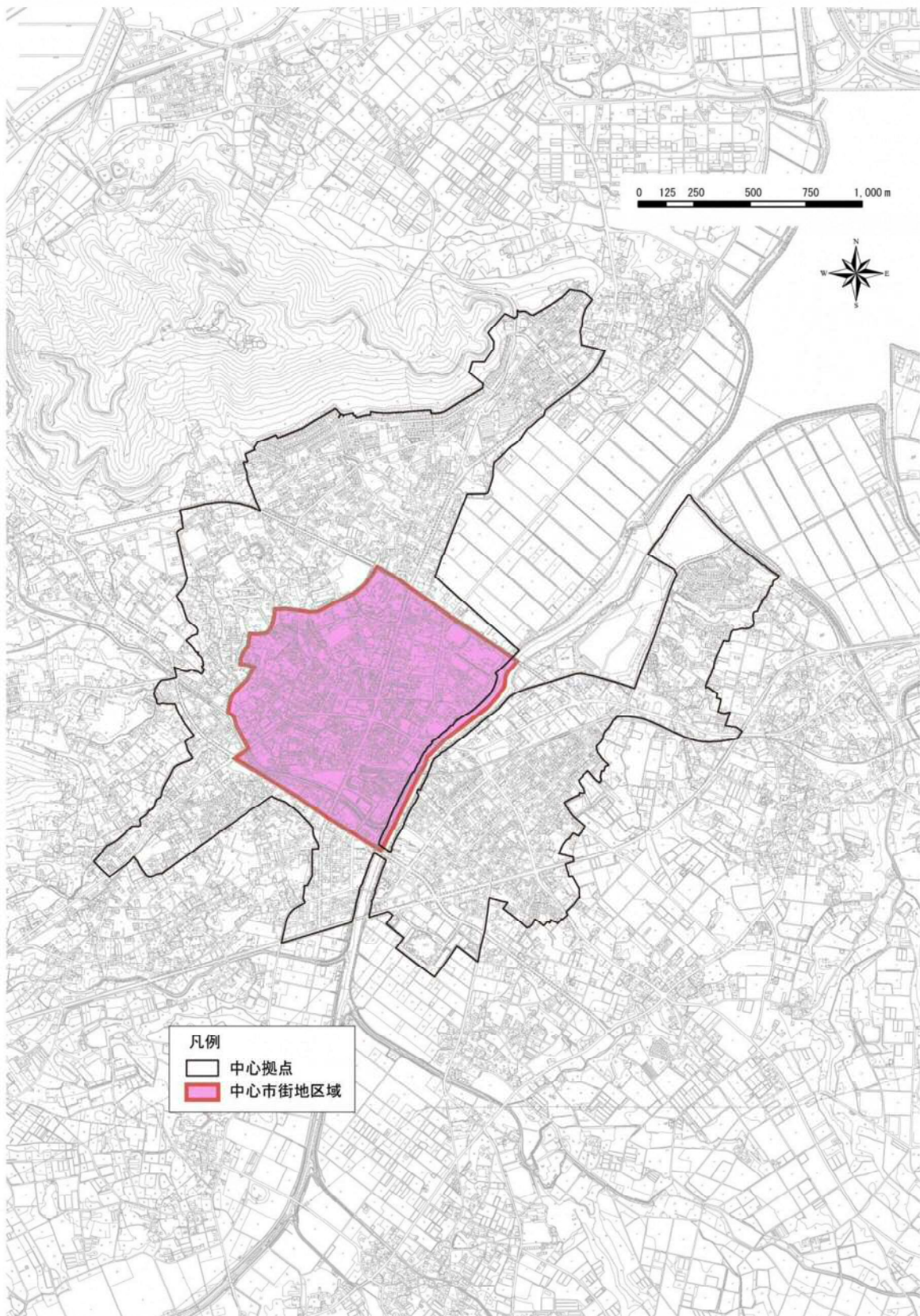
■商業施設（スーパーマーケット）から半径500m圏域



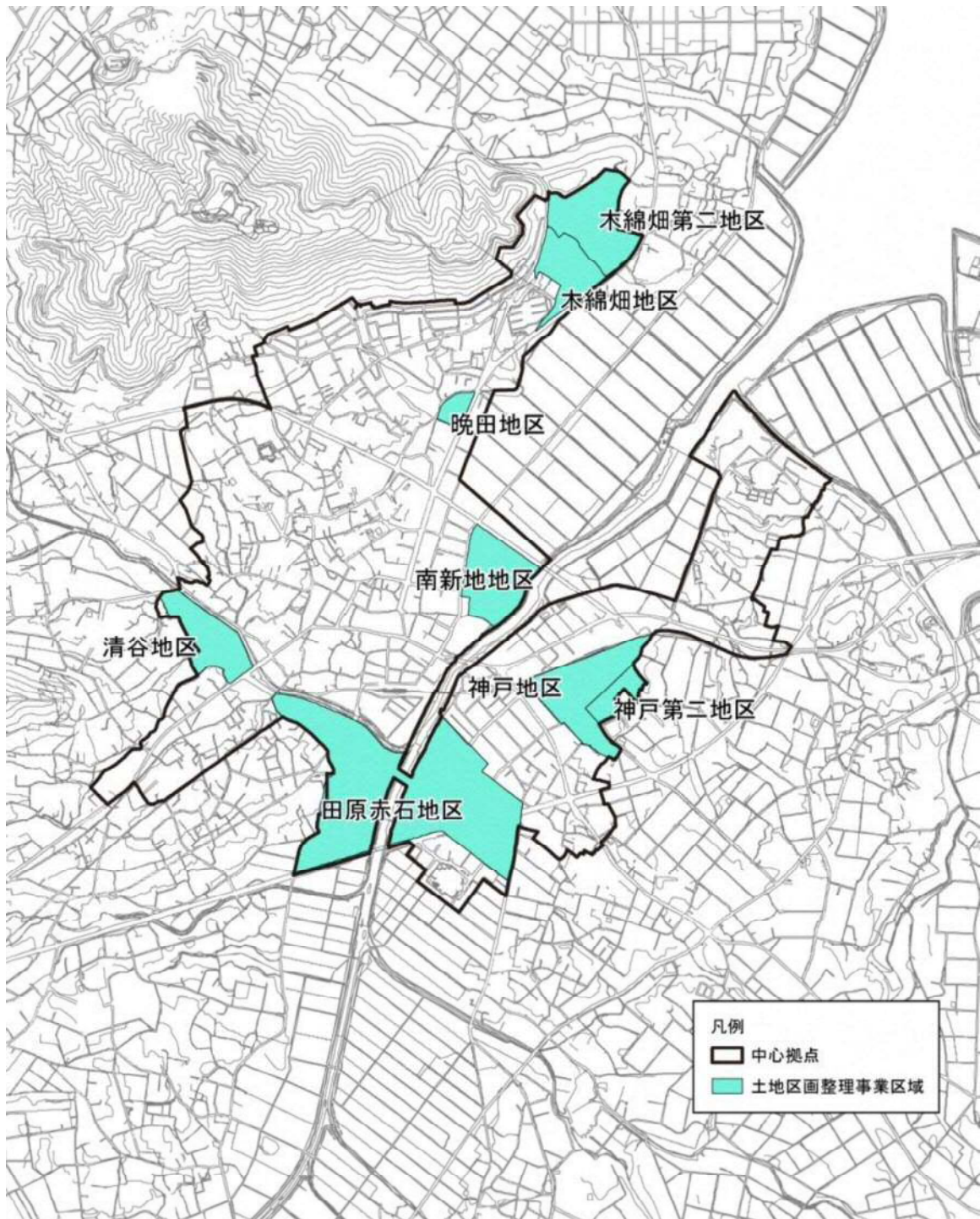
■医療施設から半径500m圏域



イ) 中心市街地の区域 (約88ha)

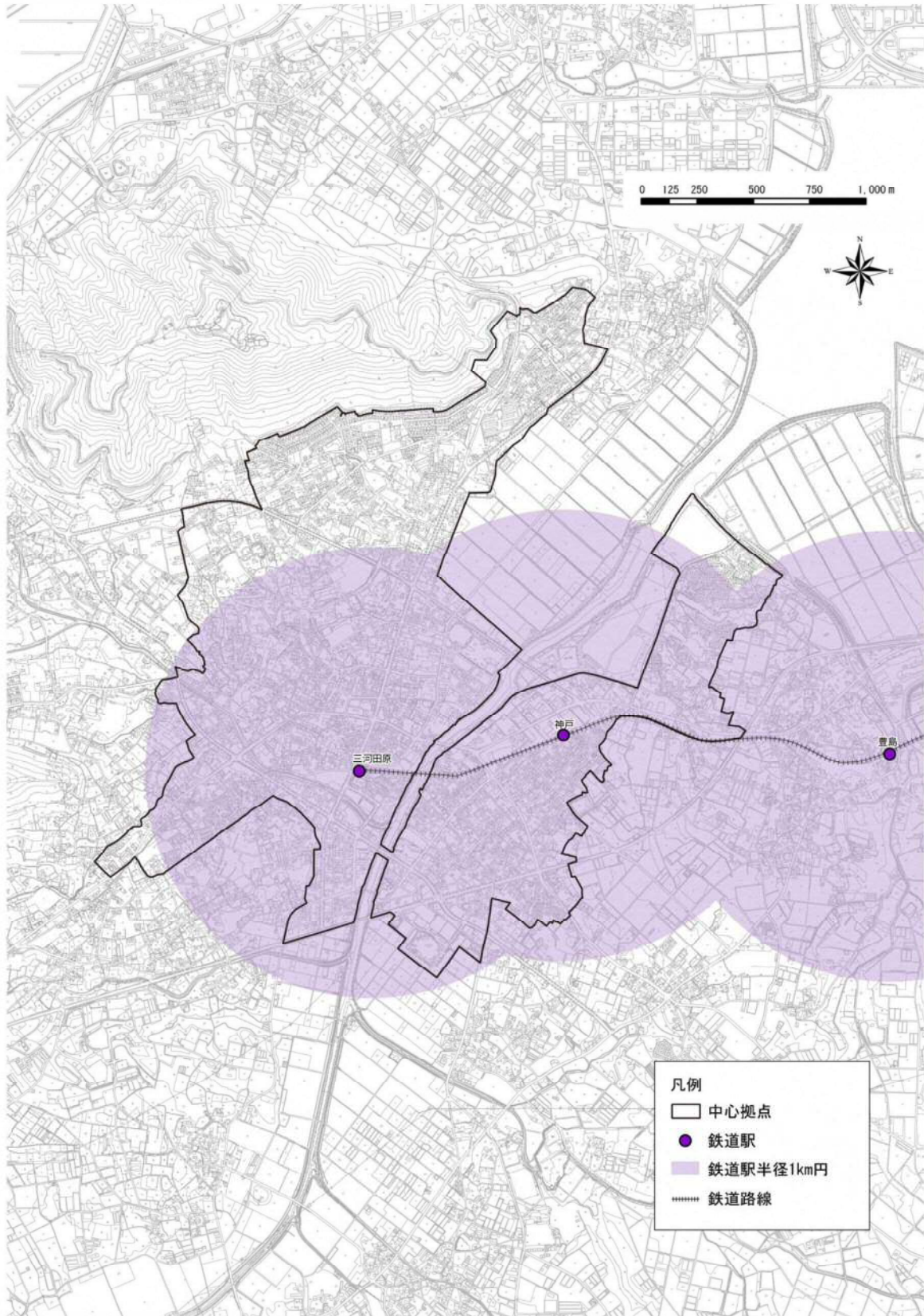


ウ) 良好な居住環境が形成されている区域

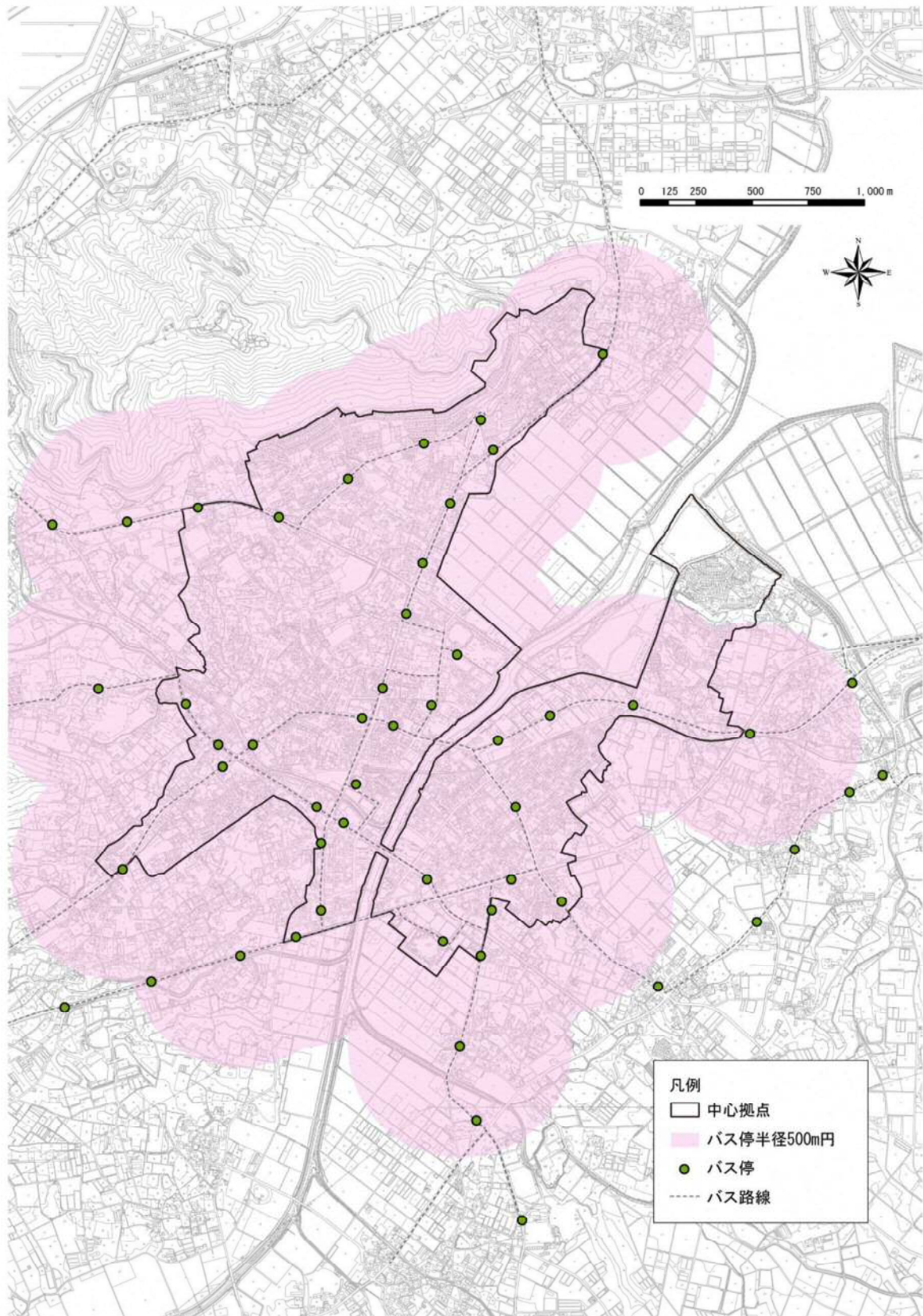


工) 公共交通の利便性が高い区域

■ 鉄道駅から半径1 km圏域



■バス停から半径500m圏域

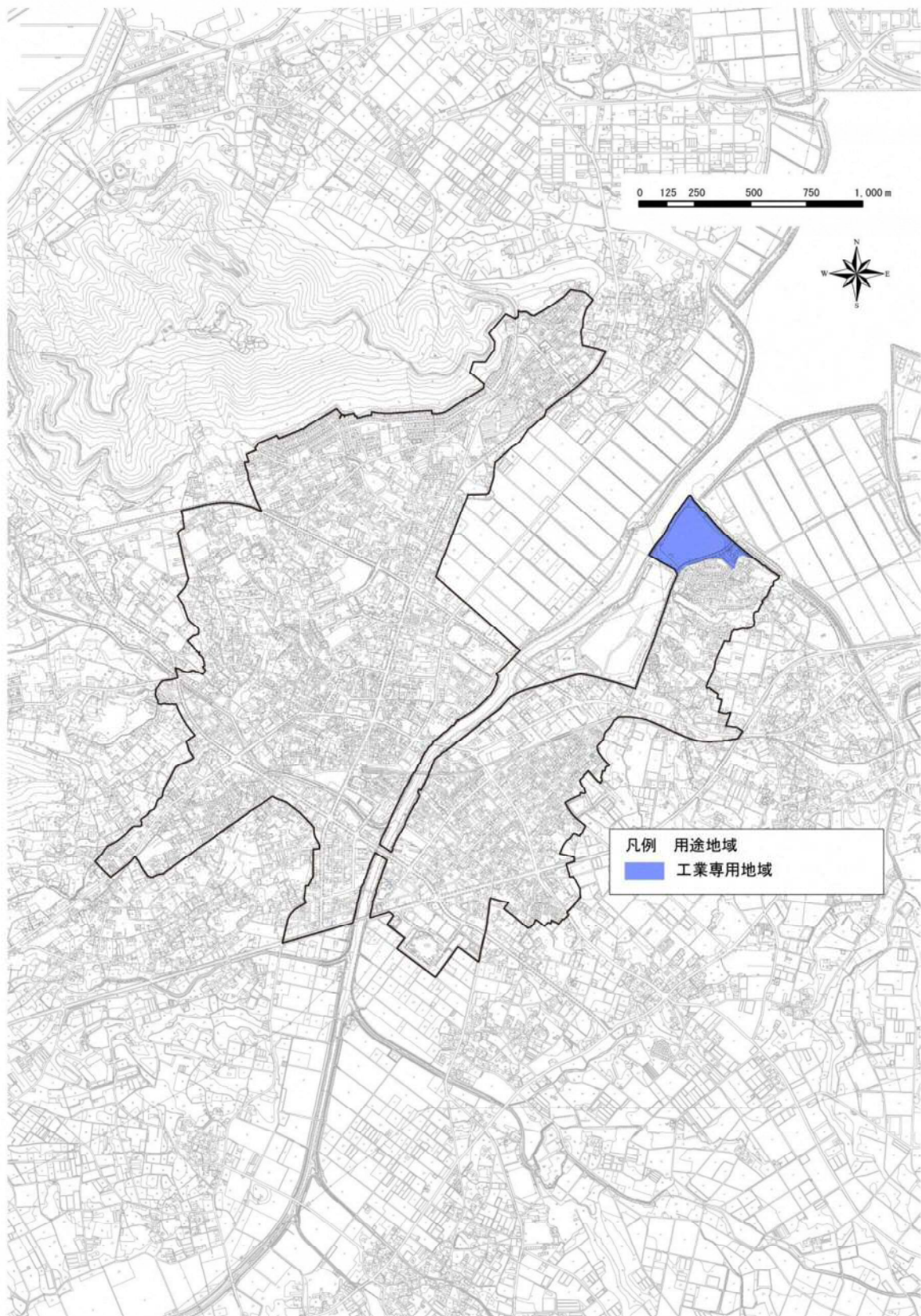


②居住誘導区域に含まない区域（除外区域）

ア) 災害が発生する危険性の高い区域



イ) 工業専用地域 (用途地域)



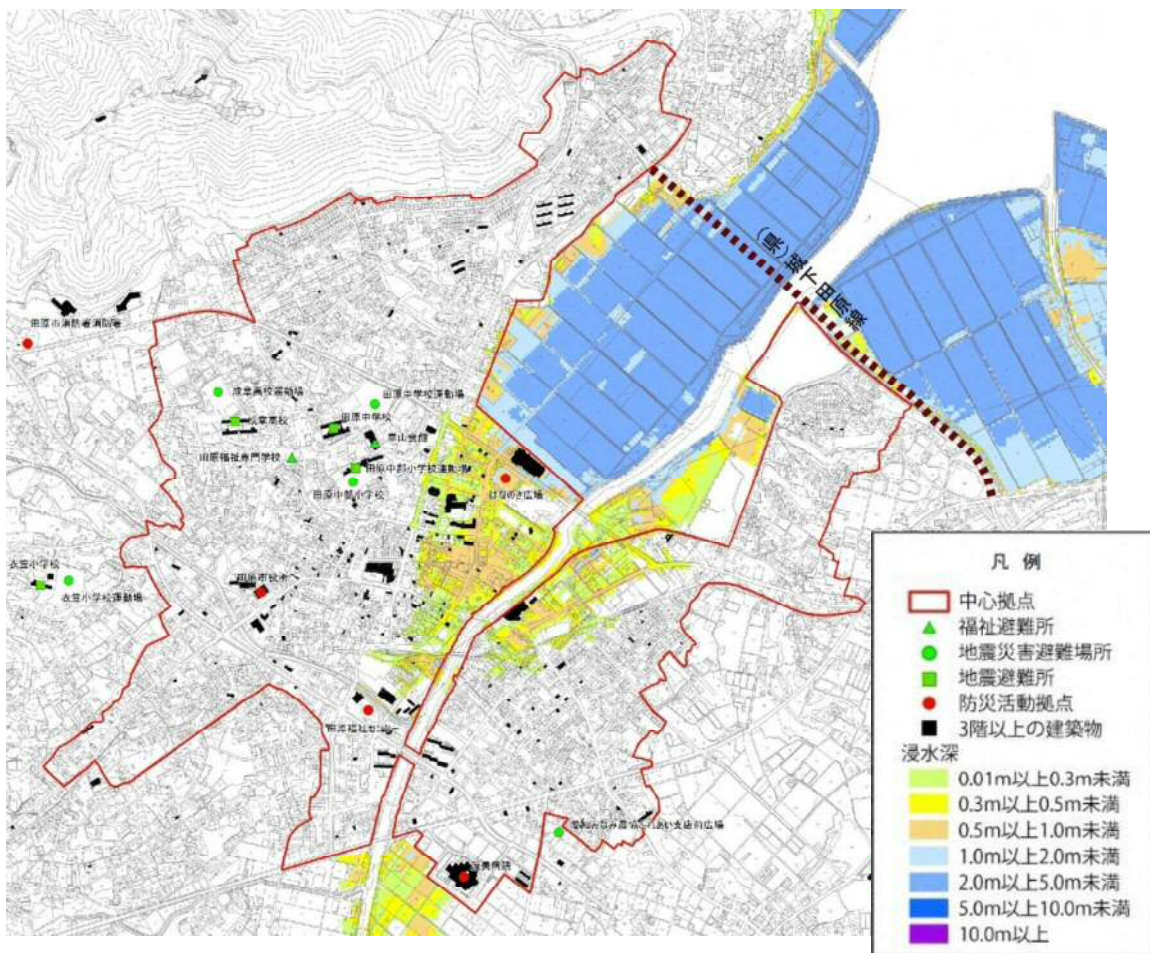
③居住誘導区域に含めるかどうか慎重に判断すべき区域

津波浸水想定区域

中心拠点（田原市街地）では、汐川沿いが津波浸水想定区域となっています。

区域内の浸水深は、0.01m以上0.5m未満の区域が多く、それ以外の区域が0.5m以上1.0m未満となっていますが、田原ショッピングセンターパオ周辺のわずかな箇所で1.0m以上2.0m未満の浸水深となっています。

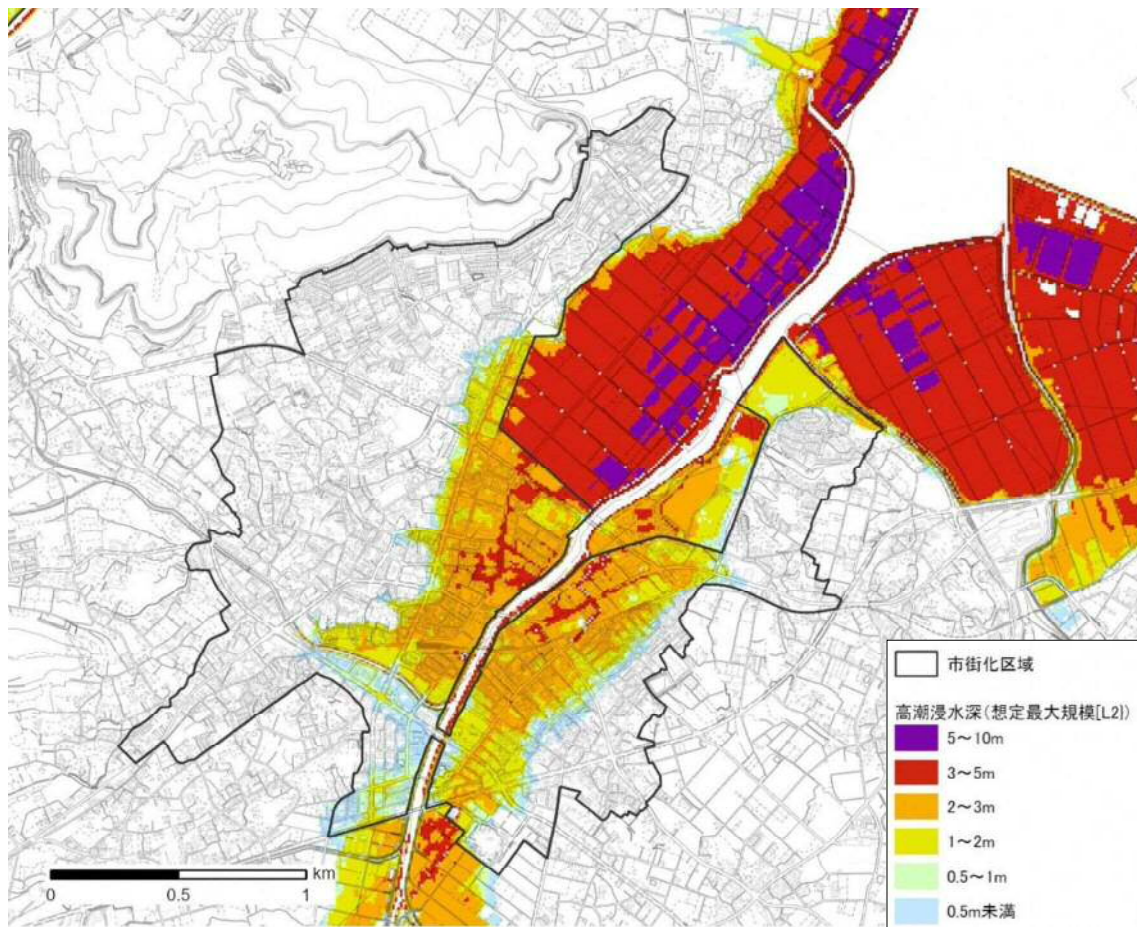
中心拠点の津波浸水想定区域については、区域内のほとんどの浸水深が1.0m未満であること、外海でなく内海に面しているため津波の到達まである程度時間（愛知県想定80分～100分）があり、海拔の高いところまで避難することが可能であることから、「**居住誘導区域に含める区域**」とします。



浸水想定区域（高潮）

想定最大規模の高潮による浸水深は概ね3m未満で、道路や駐車場等の地盤が低い箇所では3m以上の浸水が想定されています。

宅地の浸水深は概ね3m未満で、2階の床高に概ね達しないものであり、適切な避難行動により対応することが可能と考えられます。加えて、浸水が想定される範囲は市街地の中でも概ね鉄道駅付近や商業施設等が立地する生活利便性の高いエリアに位置することから、居住誘導区域の設定についてはハード・ソフトによる防災・減災対策を実施するなかで「**居住誘導区域に含める区域**」とします。



想定最大規模：想定し得る最大規模の台風による高潮

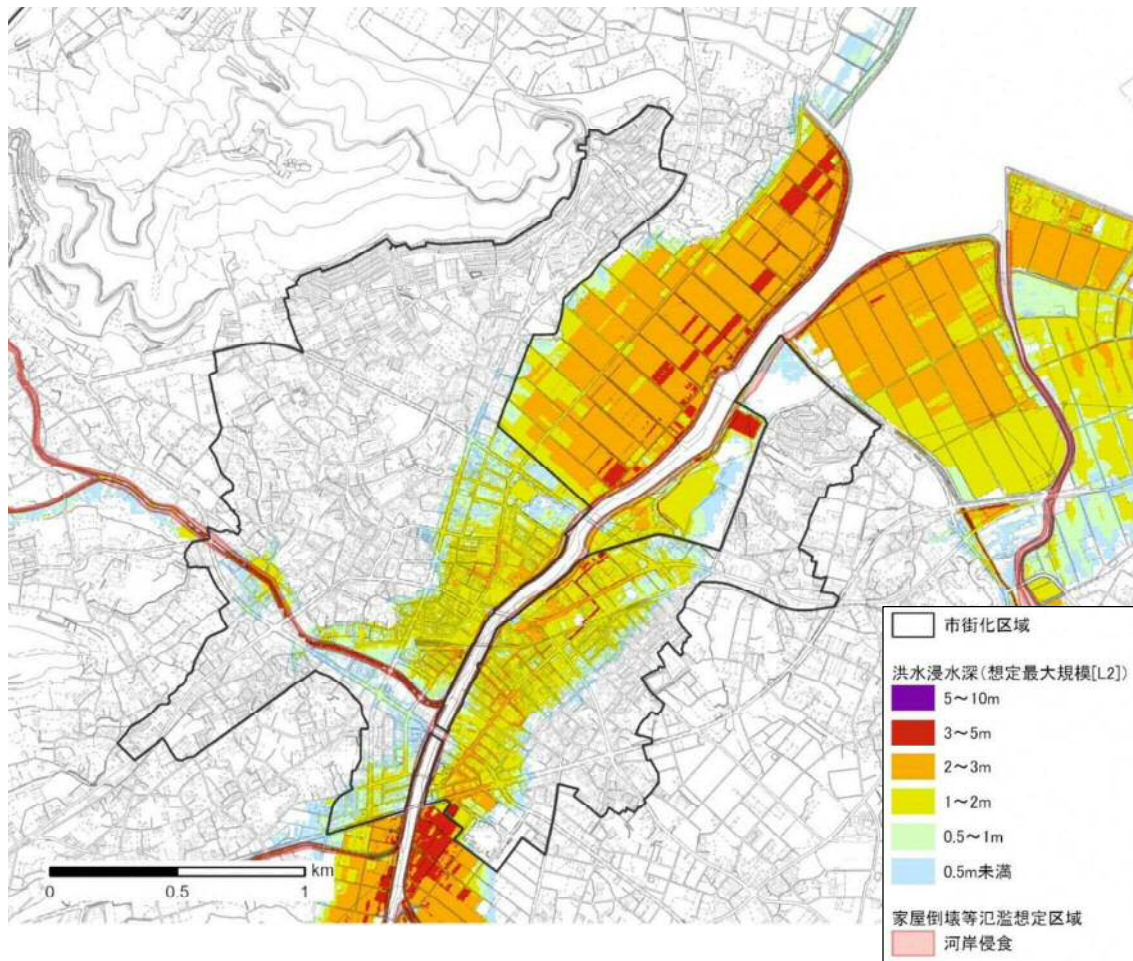
発生確率：500年から数千年に1度程度

条件：室戸台風級の台風が襲来、堤防等の決壊あり

洪水浸水予想

想定最大規模の洪水による浸水深は概ね1～2m、道路や駐車場等の地盤が低い箇所では2～3mで、浸水深0.5m以上の浸水継続時間は、概ね12時間未満と想定されています。また、洪水に伴う河岸侵食により家屋倒壊のおそれがある範囲（家屋倒壊等氾濫想定区域）が、汐川等の隣接地で想定されています。

浸水深は3m未満で、2階の床高に概ね達しないものであり、適切な避難行動により対応することが可能と考えられます。また、浸水継続時間は、一般的に備蓄品を用意することが望ましいとされている72時間を超える箇所は存在していません。家屋倒壊等氾濫想定区域は、「1,000年以上に1度程度」の発生頻度による大雨によるものであることに加え、当該範囲は市街地の中でも概ね鉄道駅付近や商業施設等が立地する生活利便性の高いエリアに位置しています。以上を踏まえ、洪水浸水予想を踏まえた居住誘導区域の設定についてはハード・ソフトによる防災・減災対策を実施するなかで「**居住誘導区域に含める区域**」とします。

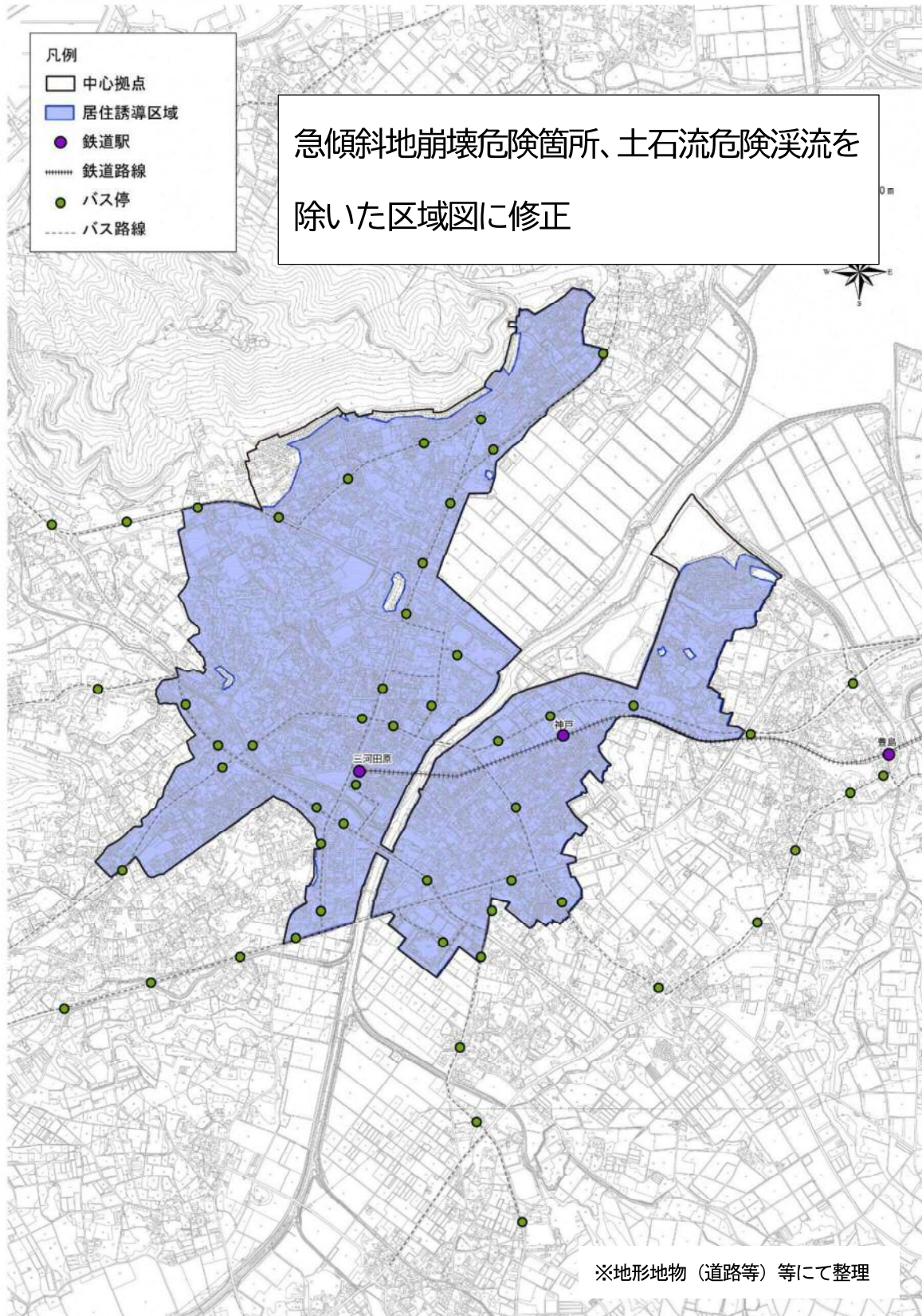


想定最大規模：発生頻度は低いが生想定し得る最大規模の降雨

発生頻度：1,000年以上に1度程度 例：汐川24時間総雨量821mm

④中心拠点における居住誘導区域の範囲（対象区域）

中心拠点（田原市街地）の居住誘導区域を以下のとおり設定します。

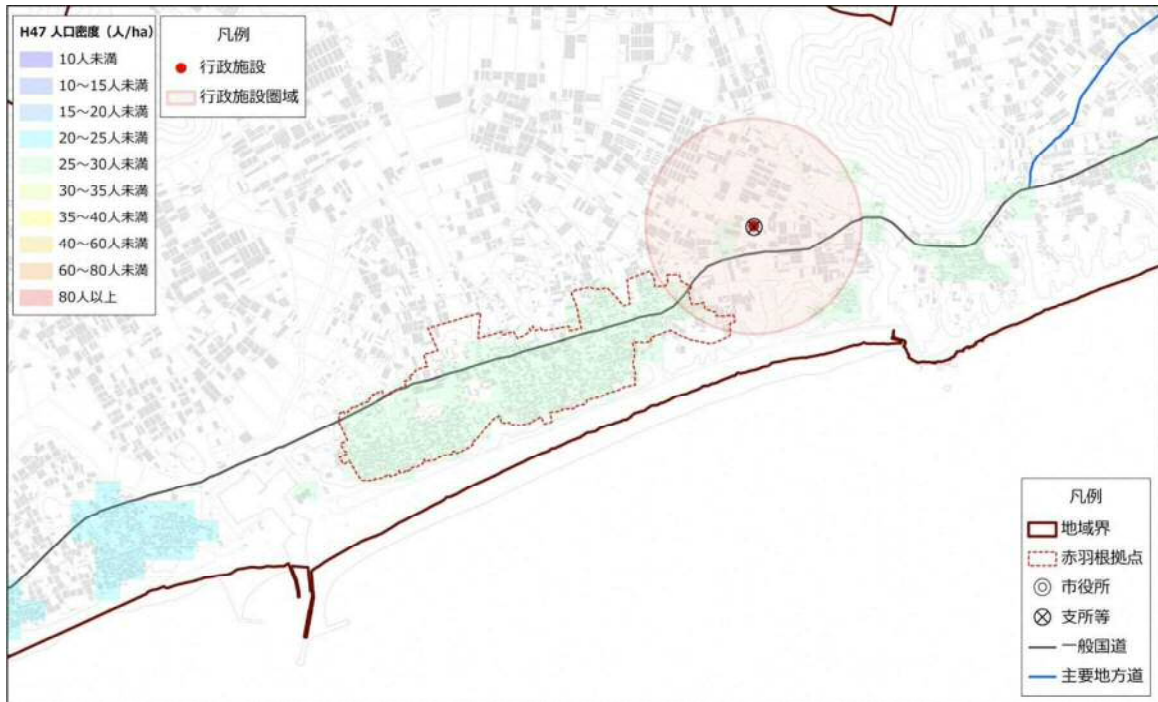


2 赤羽根拠点（地域拠点）

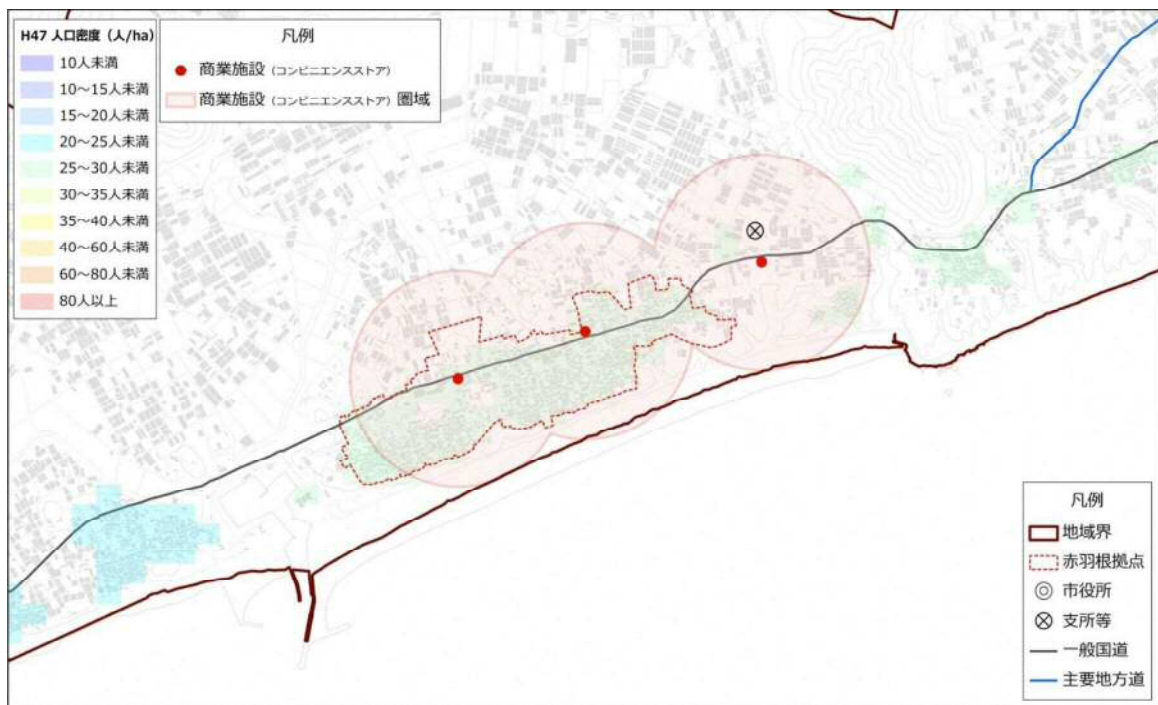
①居住誘導区域に含める区域

ア) 日常生活に必要な都市機能が立地する区域（平成30年4月1日現在）

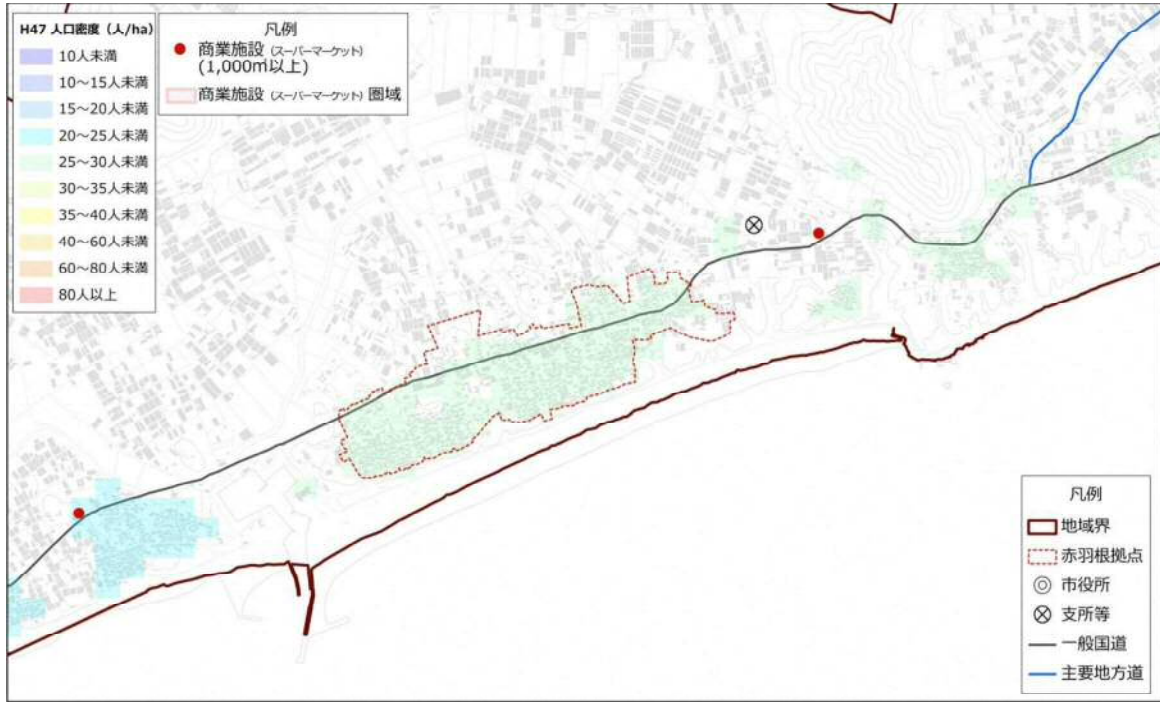
■行政施設（市民センター）から半径500m圏域



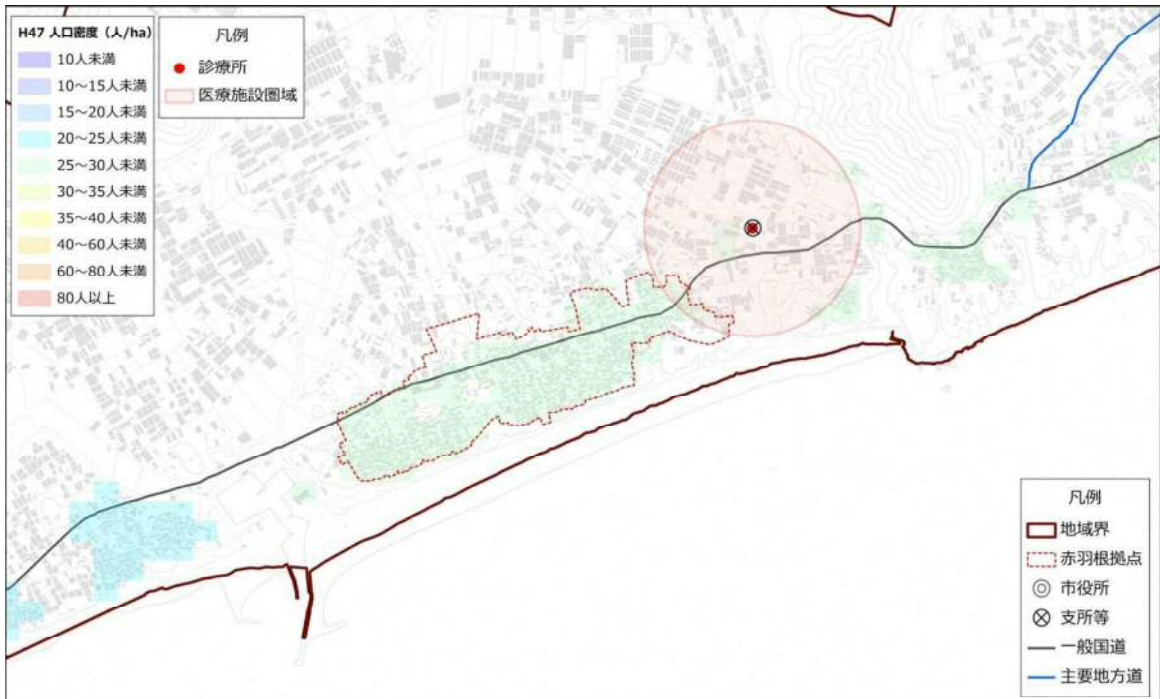
■商業施設（コンビニエンスストア）から半径500m圏域



■商業施設（スーパーマーケット）から半径500m圏域



■医療施設から半径500m圏域



イ) 中心市街地の区域

該当なし

ウ) 良好な居住環境が形成されている区域





■ 土地区画整理事業区域



エ) 公共交通の利便性が高い区域

■バス停から半径500m圏域



凡例	
	赤羽根拠点
	バス停半径500m円
	バス停
	バス路線

②居住誘導区域に含まない区域（除外区域）

ア) 災害が発生する危険性の高い区域

該当なし



イ) 工業専用地域（用途地域）

該当なし

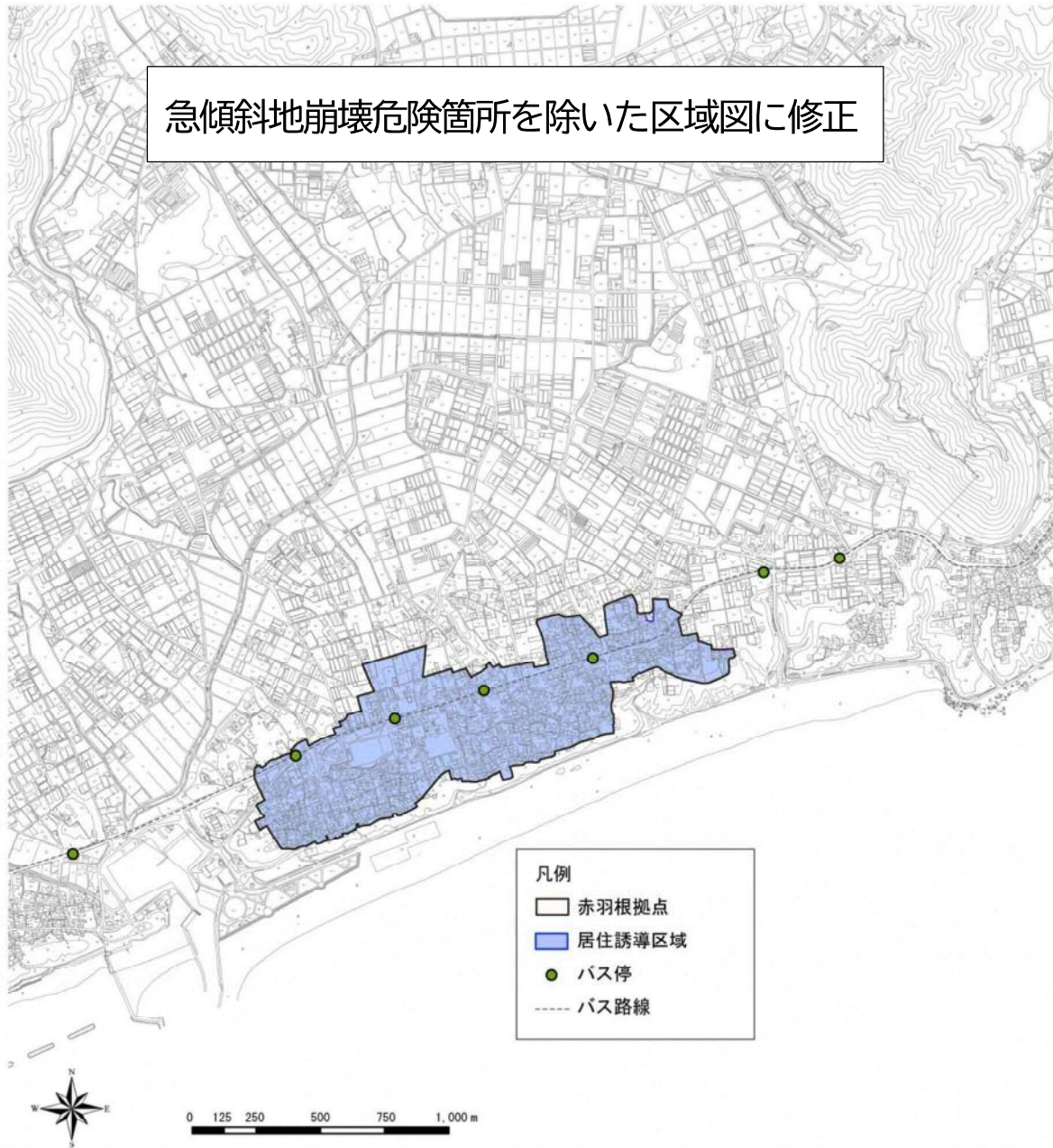
③居住誘導区域に含めるかどうか慎重に検討すべき区域

津波浸水想定区域、浸水想定区域（高潮）、浸水想定予想

該当なし

④赤羽根拠点における居住誘導区域の範囲（対象区域）

赤羽根拠点の居住誘導区域を以下のとおり設定します。

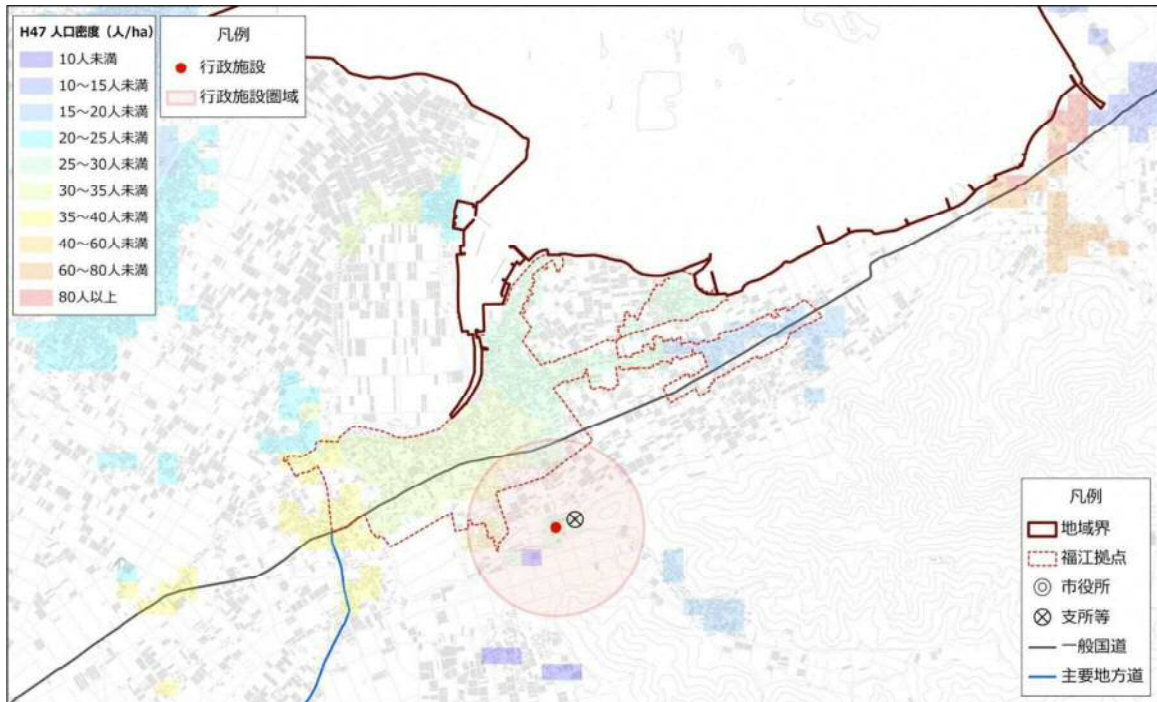


3 福江拠点（地域拠点）

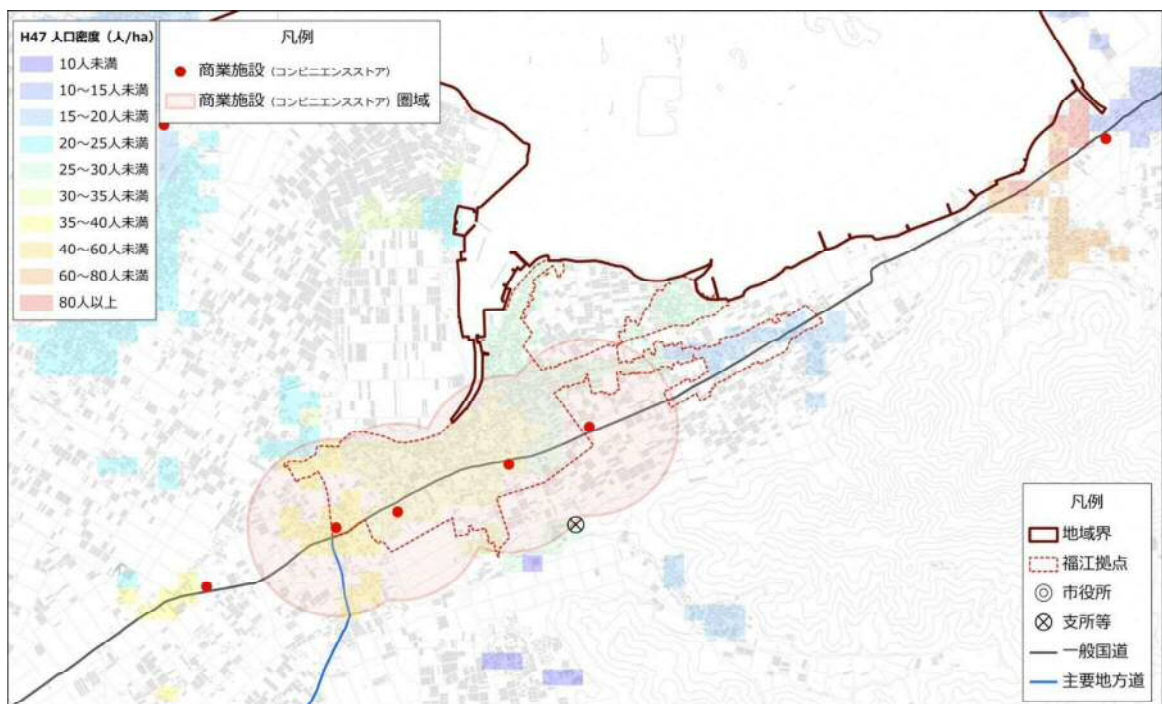
①居住誘導区域に含める区域

ア) 日常生活に必要な都市機能が立地する区域（平成30年4月1日現在）

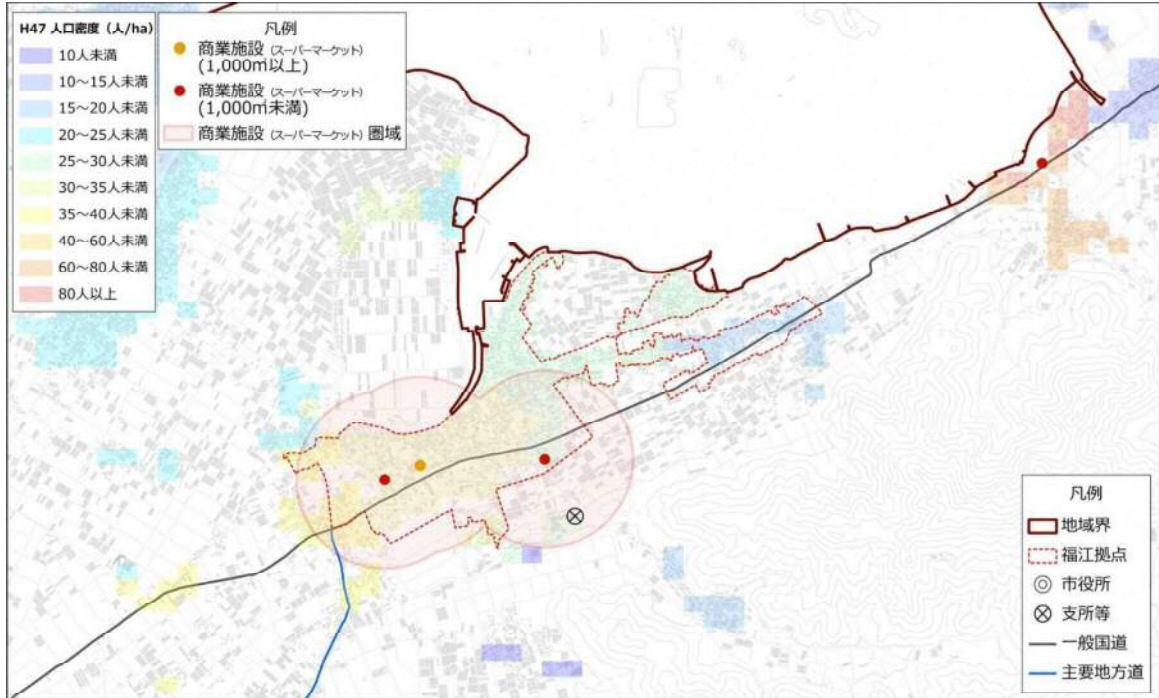
■行政施設（支所）から半径500m圏域



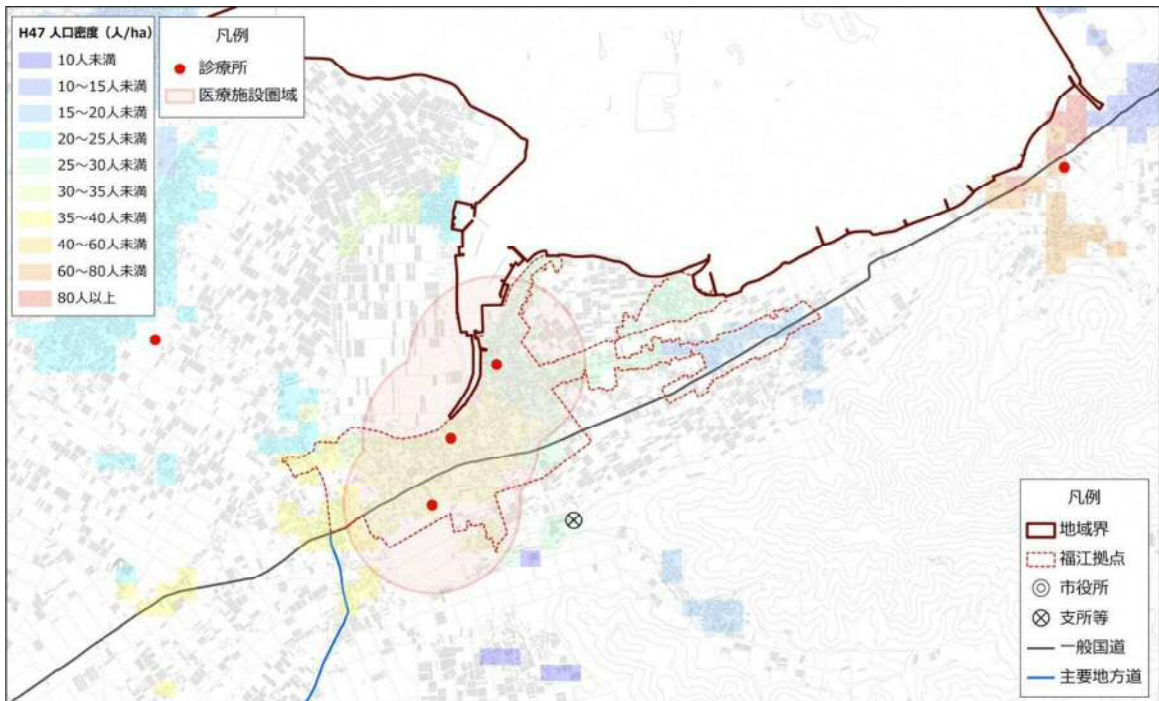
■商業施設（コンビニエンスストア）から半径500m圏域



■商業施設（スーパーマーケット）から半径500m圏域



■医療施設周辺から半径500m圏域



イ) 中心市街地の区域

該当なし

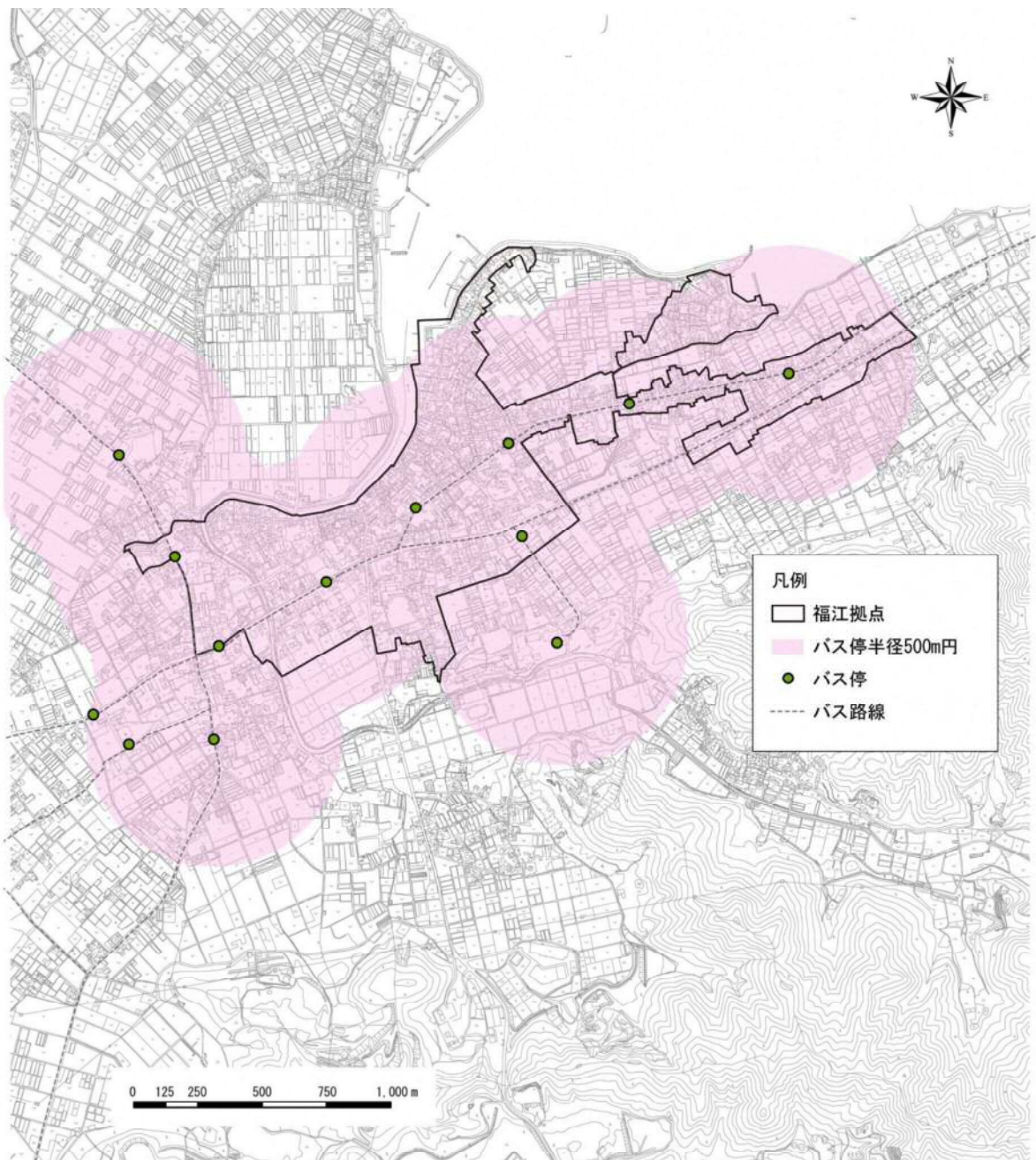
ウ) 良好な居住環境が形成されている区域

■土地区画整理事業区域

該当なし

エ) 公共交通の利便性が高い区域

■バス停から半径500m圏域



②居住誘導区域に含まない区域（除外区域）

ア) 災害が発生する危険性の高い区域



イ) 工業専用地域（用途地域）

該当なし

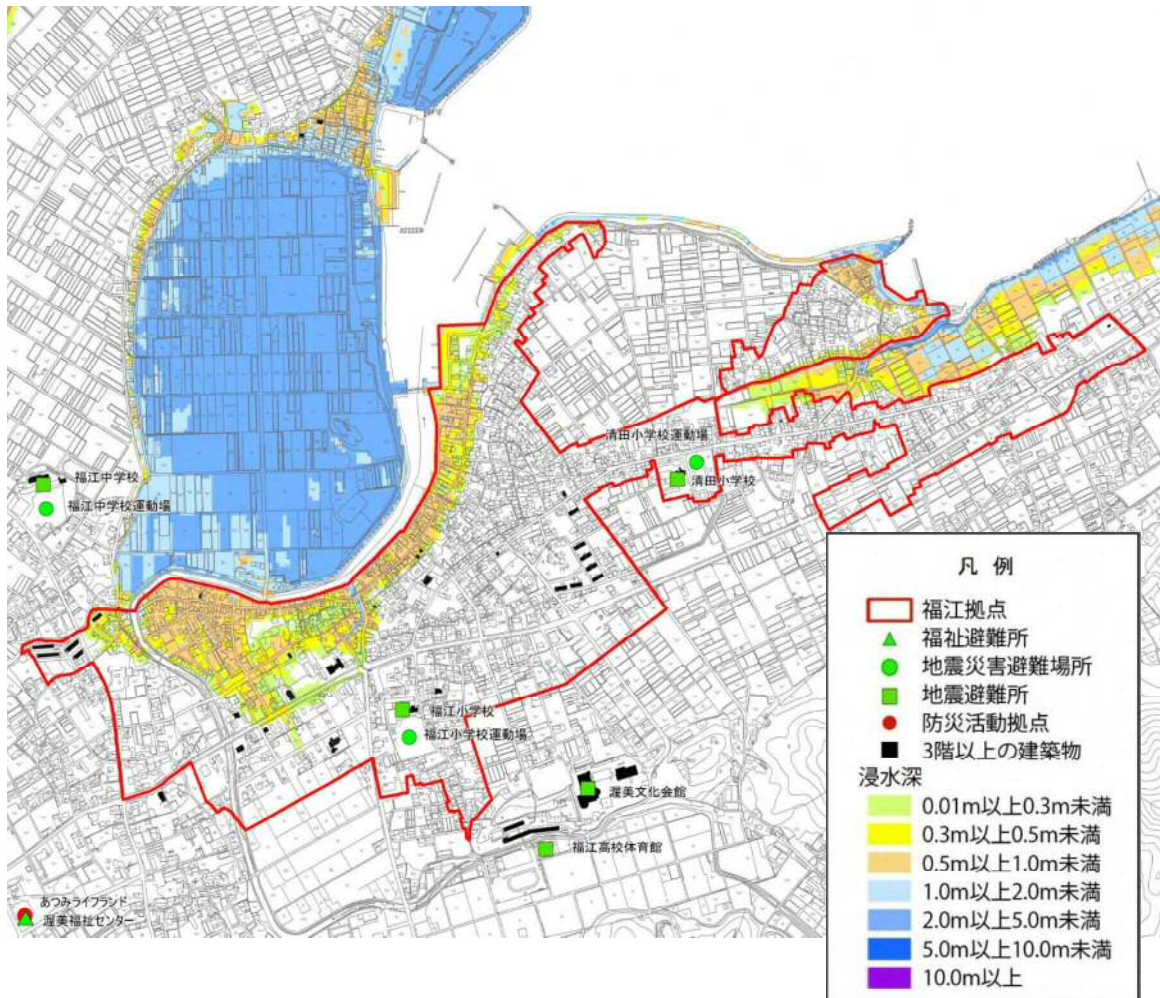
③居住誘導区域に含めるかどうか慎重に検討すべき区域

津波浸水想定区域

福江拠点（福江市街地）では、市街地沿岸部及び免々田川沿いが津波浸水想定区域となっています。

区域内の浸水深は、0.5m以上1.0m未満の区域が多く、その他のほとんどが0.01m以上0.5m未満となっており、江川沿いでのみ1.0m以上2.0m未満の浸水深となっています。

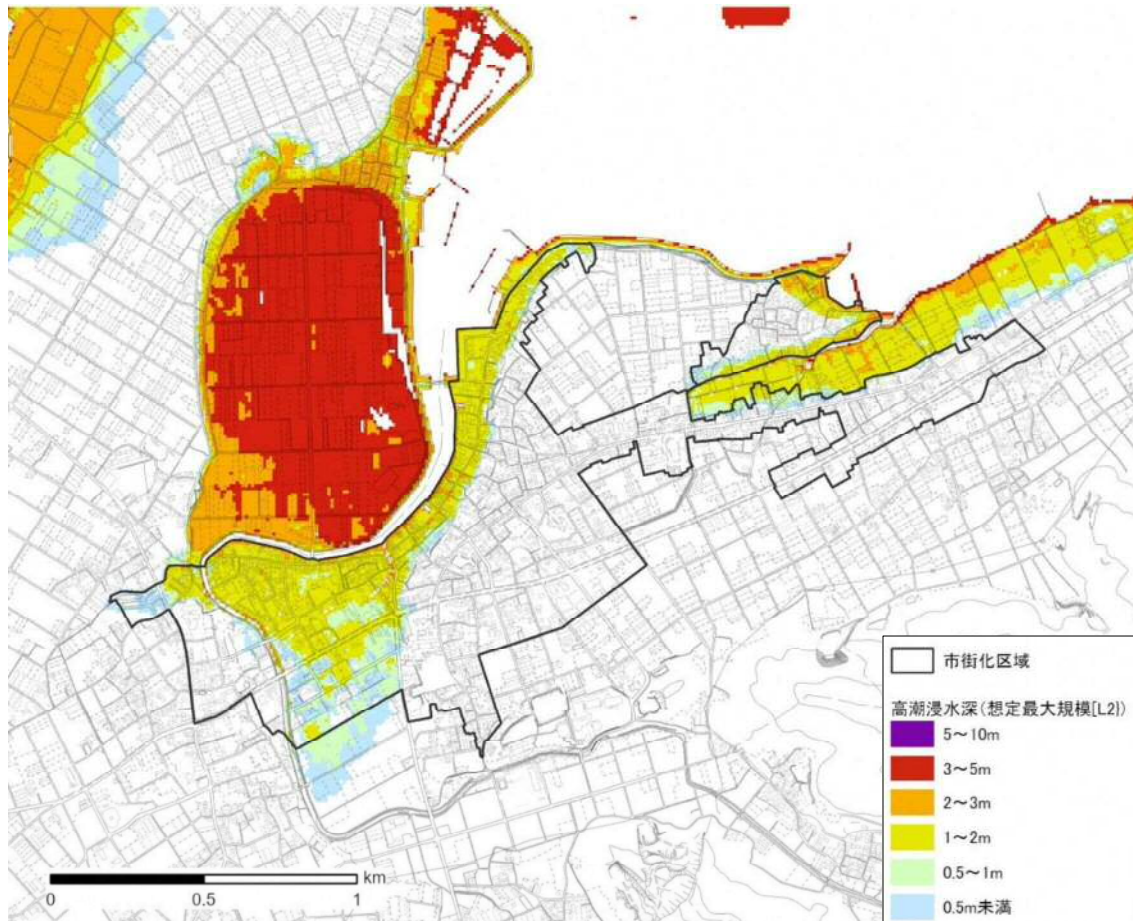
福江拠点の津波浸水想定区域については、ほとんどの浸水深が1.0m未満であること、外海でなく内海に面しているため津波の到達まである程度時間（愛知県想定40分～60分）があり、海抜の高いところまで避難することが可能であることから、「居住誘導区域に含める区域」とします。



浸水想定区域（高潮）

想定最大規模の高潮による浸水深は概ね2m未満の浸水が想定されています。

宅地の浸水深は概ね3m未満で、2階の床高に概ね達しないものであり、適切な避難行動により対応することが可能と考えられます。加えて、浸水が想定される範囲は概ね商業施設等が立地する生活利便性の高いエリアに位置することから、居住誘導区域の設定についてはハード・ソフトによる防災・減災対策を実施するなかで「**居住誘導区域に含める区域**」とします。



想定最大規模：想定し得る最大規模の台風による高潮

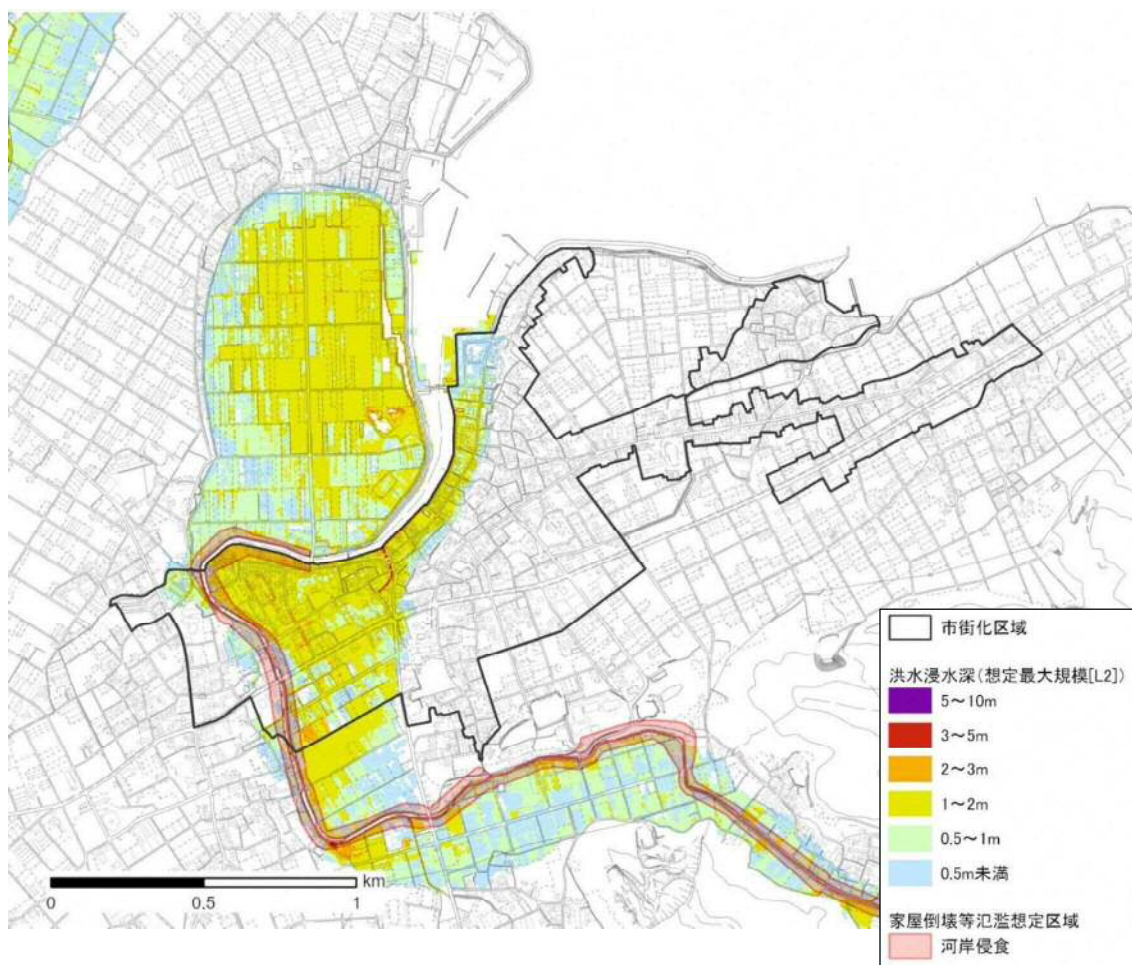
発生確率：500年から数千年に1度程度

条件：室戸台風級の台風が襲来、堤防等の決壊あり

洪水浸水予想

想定最大規模の洪水による浸水深は概ね1～2mで、浸水深0.5m以上の浸水継続時間は、概ね24時間未満と想定されています。また、洪水に伴う河岸侵食により家屋倒壊のおそれがある範囲（家屋倒壊等氾濫想定区域）が、免々田川の隣接地で想定されています。

浸水深は3m未満で、2階の床高に概ね達しないものであり、適切な避難行動により対応することが可能と考えられます。また、浸水継続時間は、一般的に備蓄品を用意することが望ましいとされている72時間を超える箇所は存在していません。家屋倒壊等氾濫想定区域は、「1,000年以上に1度程度」の発生頻度による大雨によるものであることに加え、当該範囲は概ね商業施設等が立地する生活利便性の高いエリアに位置しています。以上を踏まえ、洪水浸水予想を踏まえた居住誘導区域の設定についてはハード・ソフトによる防災・減災対策を実施するなかで「**居住誘導区域に含める区域**」とします。

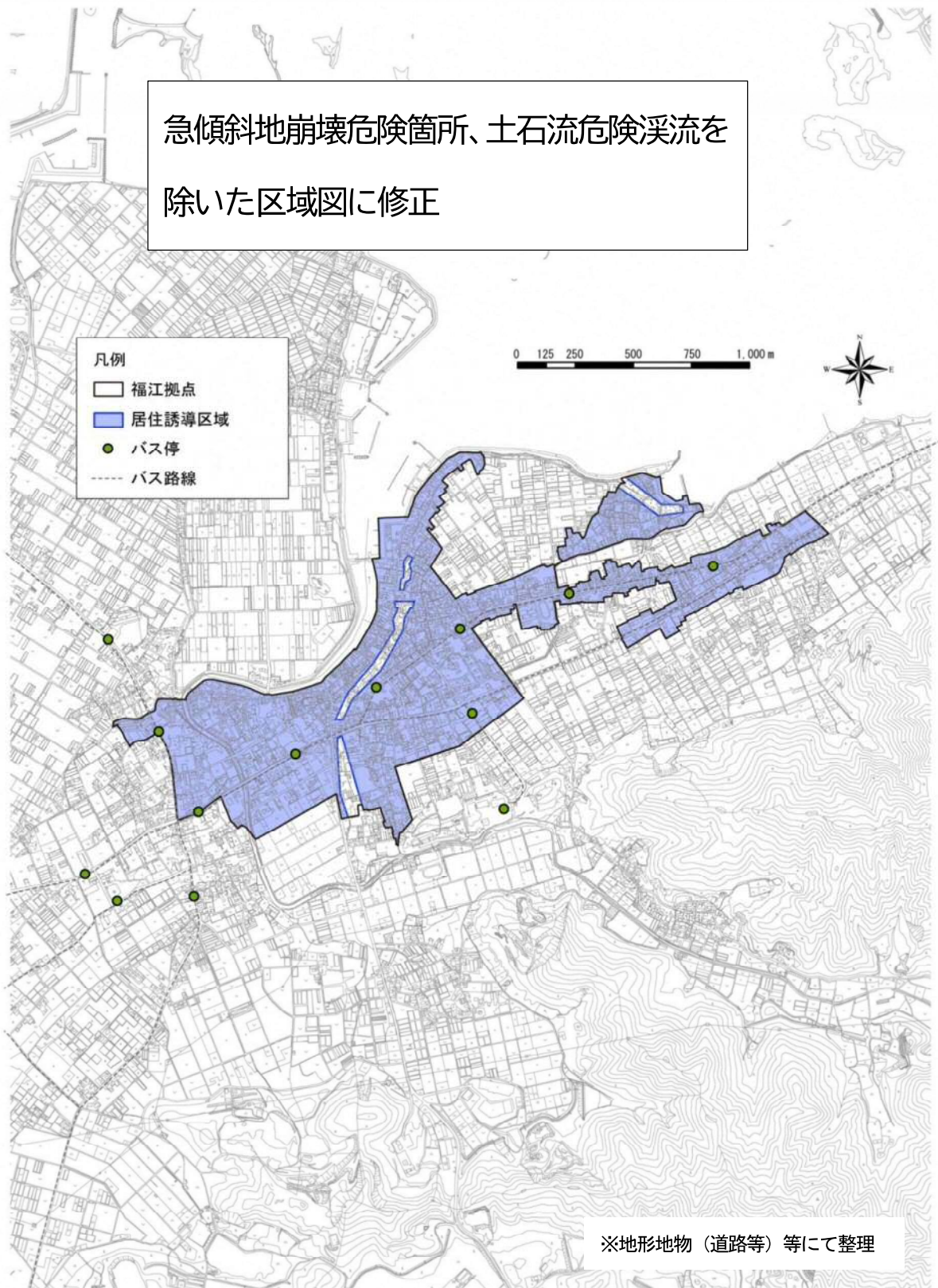


想定最大規模：発生頻度は低いが想定し得る最大規模の降雨

発生頻度：1,000年以上に1度程度 例：汐川24時間総雨量821mm

④福江拠点における居住誘導区域の範囲（対象区域）

福江拠点の居住誘導区域を以下のとおり設定します。



第4部 都市機能誘導区域

第4部 都市機能誘導区域

第1章 都市機能誘導区域の設定方針

1 都市機能誘導区域とは（都市計画運用指針）

都市機能誘導区域とは、居住誘導区域内において設定されるものであり、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。

2 都市機能誘導区域設定の考え方（都市計画運用指針）

都市機能誘導区域を定めることが考えられる区域

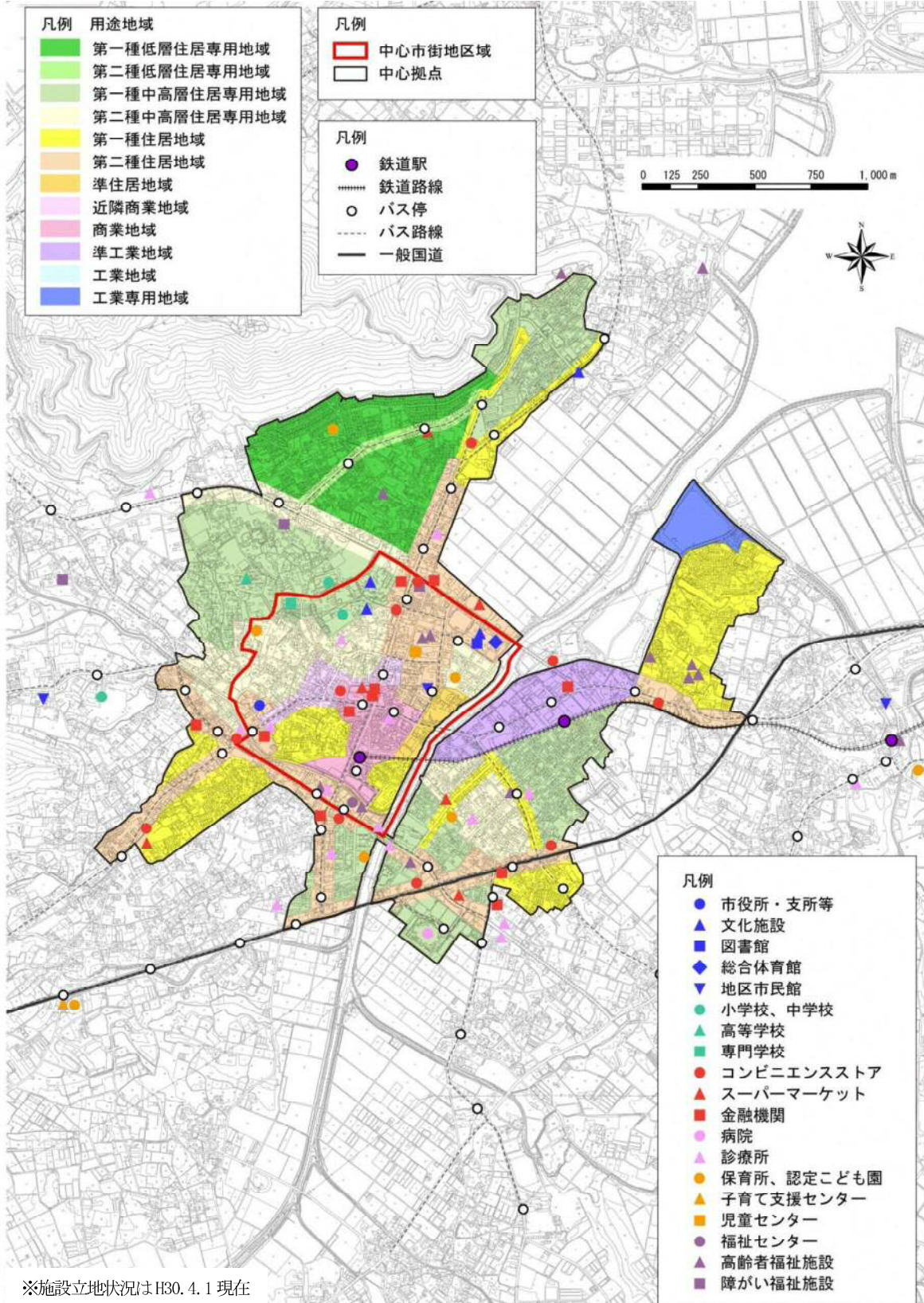
都市機能誘導区域を定めることが考えられる区域として、以下のように示されています。

- ①鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域
- ②周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域
- ③都市機能誘導区域の規模は、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲

3 都市機能の立地状況

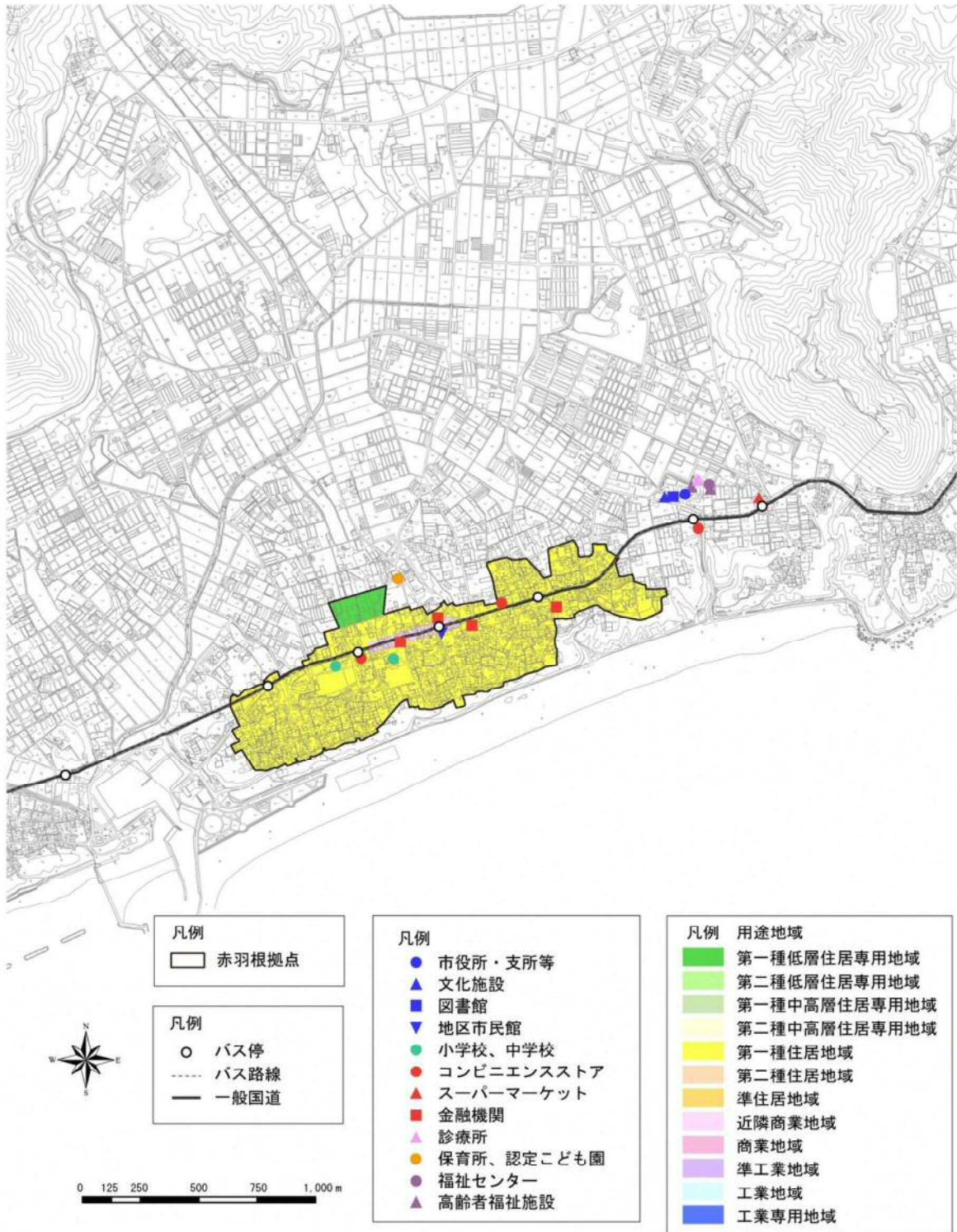
(1) 中心拠点(田原市街地)

中心市街地の区域内及び国道259号沿いの周辺に都市機能の立地が多く見られます。



(2) 赤羽根拠点 (地域拠点)

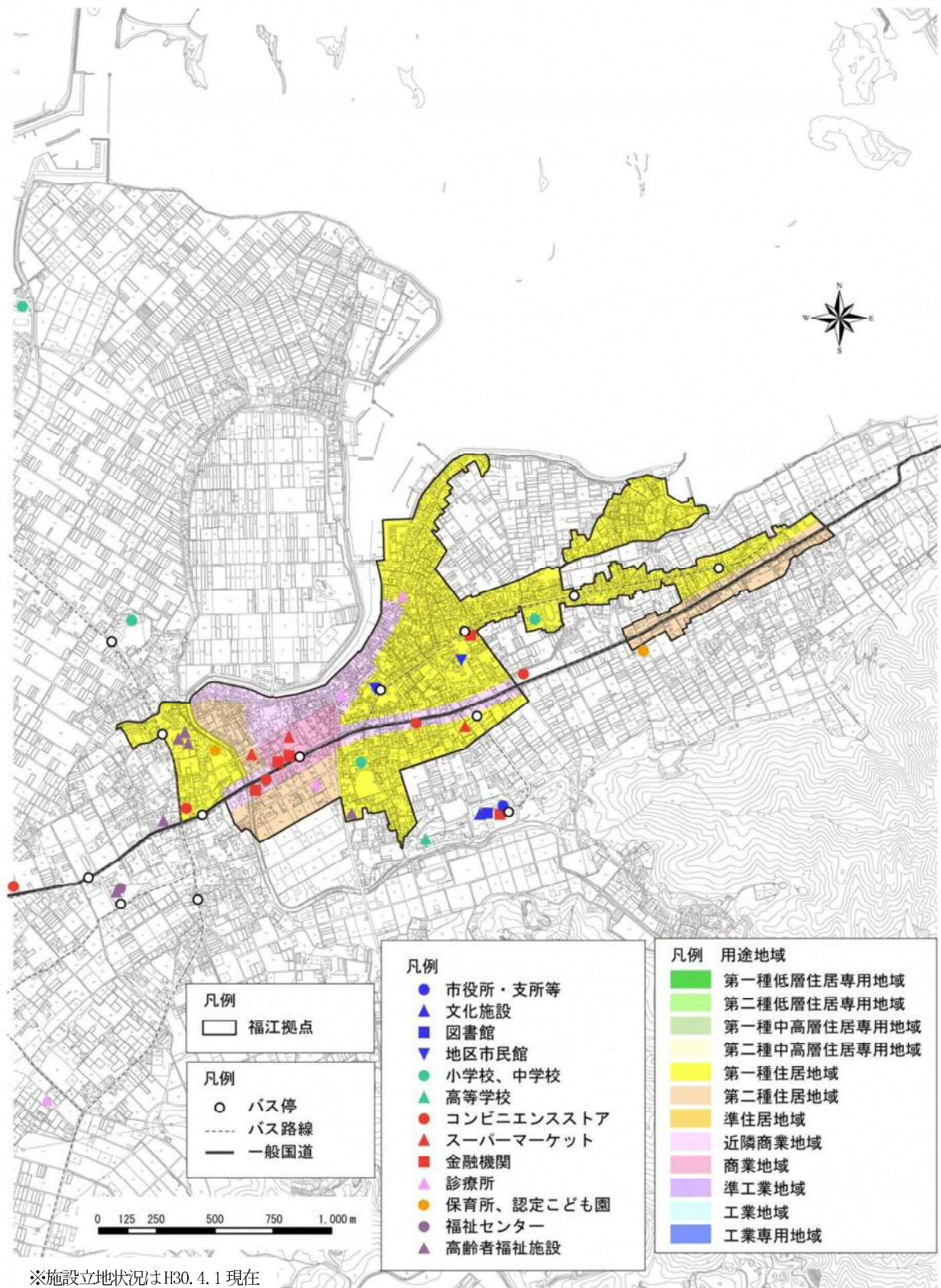
国道42号沿いにほとんどの都市機能が立地していますが、市民センター (行政施設) や文化会館等の公共施設は市街化調整区域に立地しています。



※施設立地状況はH30.4.1現在

(3) 福江拠点(地域拠点)

商業地域周辺及び国道259号沿いに都市機能の立地が多く見られますが、支所等公共施設は市街化調整区域に立地しています。



4 田原市における都市機能誘導区域設定の考え方

「2 都市機能誘導区域設定の考え方」を踏まえながら、市内3つの拠点の特色を勘案し、それぞれの都市機能誘導区域設定の考え方を以下に示します。

(1) 中心拠点（田原市街地）

①都市機能誘導区域に含める区域

ア) 鉄道駅から半径1 km圏域

鉄道については、改定版田原市都市計画マスタープランの「田原市の都市づくりの方向」の5つのうち1つに「鉄道駅周辺の土地利用」を示しており、都市間移動において片道1時間に4本で市内の公共交通の中で最も利便性の高い鉄道駅周辺への居住を促進していく方針としていることから、鉄道駅から半径1 km圏域を居住誘導区域に設定したところですが、居住を促進するためには、日常生活サービス等に係る都市機能が身近に必要であることから、同区域を都市機能誘導区域に含める区域とします。

イ) 中心市街地の区域

平成28年4月に策定した田原市中心市街地活性化基本計画においては、『花・緑・歴史的景観など「田原らしさ」を感じられ、歩いて楽しい活気あるまち』を将来像として、中心市街地の核となる商業施設の整備や、まちなかへの回遊促進に取り組み、賑わいの創出を図るとともに、まちなか居住を推進していくこととしています。

よって、同計画で設定されている中心市街地の区域（約88ha）は、本計画の都市機能誘導区域で必要とされる機能と大いに類似していることから、都市機能誘導区域に含める区域とします。

ウ) 改定版田原市都市計画マスタープランの市街化区域及びその周辺の土地利用方針において、「まちなか賑わい機能エリア」と「沿道賑わい機能エリア」に位置付けられている区域

まちなか賑わい機能エリアについては、「田原市の玄関口における集客・交流の拠点として、商業の活性化、賑わいの創出を図り、多くの市民・来訪者が集い、歩き、活気あふれるエリアにします。」、沿道賑わい機能エリアについては、「市民や近隣住民のための商業・サービス施設と住宅が調和しながら立地し、生活の賑わいが感じられるエリアにします。」といった都市施設を誘導する方向の土地利用方針であることから、都市機能誘導区域に含める区域とします。

②都市機能誘導区域に含まない区域（除外区域）

第一種低層住居専用地域から第二種中高層住居専用地域までの用途地域

用途地域において、低層及び中高層住宅にかかる良好な住居の環境を保護するための地域とされている住居専用地域（①のイ及びウの区域内を除く）については、都市機能誘導区域に含まない区域とします。

(2) 赤羽根拠点（地域拠点）

① 都市機能誘導区域に含める区域

改定版田原市都市計画マスタープランの市街化区域及びその周辺の土地利用方針において、「沿道賑わい機能エリア」に位置付けられている区域

沿道賑わい機能エリアについては、「近隣住民や観光・スポーツエリア等への来訪者のための商業・サービス施設と住宅が調和した生活の賑わいが感じられるエリアにします。」といった都市施設を誘導する方向の土地利用方針であることから、都市機能誘導区域に含める区域とします。

② 都市機能誘導区域に含まない区域（除外区域）

第一種低層住居専用地域から第二種中高層住居専用地域までの用途地域

(3) 福江拠点（地域拠点）

① 都市機能誘導区域に含める区域

ア) 改定版田原市都市計画マスタープランの市街化区域及びその周辺の土地利用方針において、「まちなか賑わい機能エリア」内のバス停から半径500m圏域と「沿道賑わい機能エリア」に位置付けられている区域

まちなか賑わい機能エリア（2か所）については、「近隣住民や半島西部の居住者のための商業・サービス施設等を集積し、今後さらなる賑わいの創出を図るエリアとします。」といった都市施設を誘導する方向の土地利用方針であることから、都市機能誘導区域に含める区域とします。

まちなか賑わい機能エリア（西）は、従来から福江市街地の中心であり、1,000㎡以上のスーパーマーケットを含む複合施設や金融機関等が立地しており、エリア周辺には、飲食店、小売業、診療所などが立地しています。まちなか賑わい機能エリア（東）は、標高が高いため大規模地震における津波災害に対して安全であり、スーパーマーケットやホームセンター、ドラッグストアが20年ほど前から立地集積しており、渥美支所等にも近くポテンシャルの高い区域となっています。

この2核を中心に、周りの飲食店、小売業、診療所などを含めた区域に都市機能を誘導したいことから、交通の利便性を踏まえて、区域内のバス停から半径500m圏域を都市機能誘導区域に含める区域とします。

沿道賑わい機能エリアについては、「市民や近隣住民のための商業・サービス施設と住宅が調和しながら立地し、生活の賑わいが感じられるエリアにします。」といった都市施設を誘導する方向の土地利用方針であることから、都市機能誘導区域に含める区域とします。

イ) 保美バス停から半径500m圏域

保美バス停は、伊良湖本線・支線及び田原市ぐるりんバス中山線の公共交通結節点であり、利便性が高いことから、バス停から半径500m圏域を都市機能誘導区域に含める区域とします。

②都市機能誘導区域に含まない区域（除外区域）

ア）第一種低層住居専用地域から第二種中高層住居専用地域までの用途地域

該当なし

イ）①都市機能誘導区域に含める区域の内、市道宮下沢線（旧国道）及びまちなか賑わい機能エリア（西）より北側の区域

旧国道の市道宮下沢線及びショッピング中心のまちなか賑わい機能エリア（西）より北側の区域は、土地の区画が小さく居住が密集しており、道路幅も狭いことから、都市機能誘導区域に含まない区域とします。ただし、免々田川より西側の区域については、土地の区画が大きく、居住も密集していないことから、都市機能誘導区域から除外しないこととします。

都市機能誘導区域設定条件のまとめ

前提：居住誘導区域内に設定する。

■中心拠点（田原市街地）

①含める区域

- ア) 鉄道駅から半径1km圏域
- イ) 中心市街地の区域
- ウ) 改定版田原市都市計画マスタープランの市街化区域及びその周辺の土地利用方針において、「まちなか賑わい機能エリア」と「沿道賑わい機能エリア」に位置付けられている区域

②含まない区域（除外区域）

第一種低層住居専用地域から第二種中高層住居専用地域までの用途地域
(①イ及びウの区域内を除く)

■赤羽根拠点（地域拠点）

①含める区域

改定版田原市都市計画マスタープランの市街化区域及びその周辺の土地利用方針において、「沿道賑わい機能エリア」に位置付けられている区域

②含まない区域（除外区域）

第一種低層住居専用地域から第二種中高層住居専用地域までの用途地域

■福江拠点（地域拠点）

①含める区域

- ア) 改定版田原市都市計画マスタープランの市街化区域及びその周辺の土地利用方針において、「まちなか賑わい機能エリア」内のバス停から半径500m圏域と「沿道賑わい機能エリア」に位置付けられている区域
- イ) 保美バス停から半径500m圏域

②含まない区域（除外区域）

- ア) 第一種低層住居専用地域から第二種中高層住居専用地域までの用途地域 ⇒ 該当なし
- イ) 市道宮下沢線（旧国道）及びまちなか賑わい機能エリア（西）より北側の区域
※免々田川より西側の区域は対象外

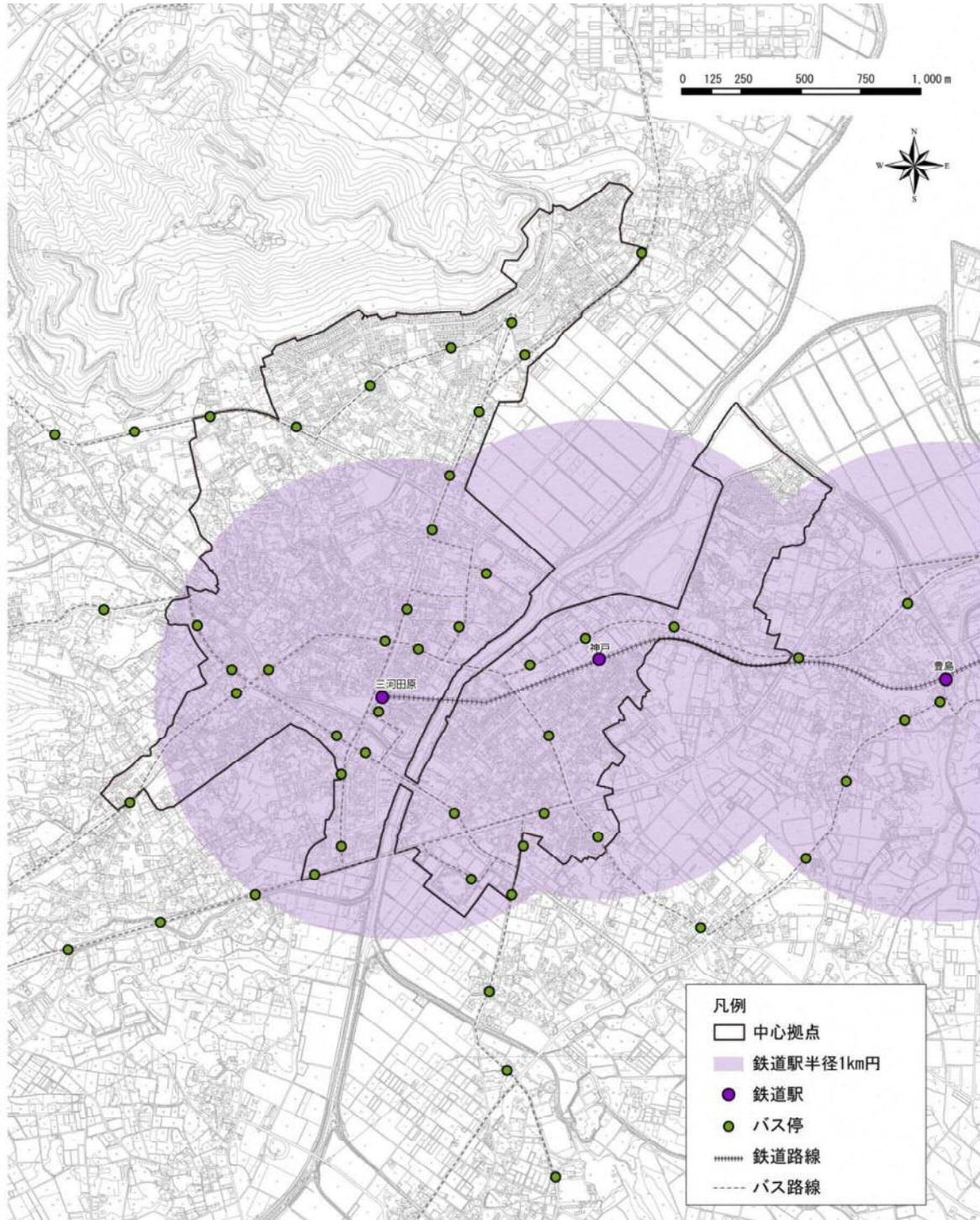
※区域については、最終的に地形地物（道路等）にて整理

第2章 都市機能誘導区域の設定

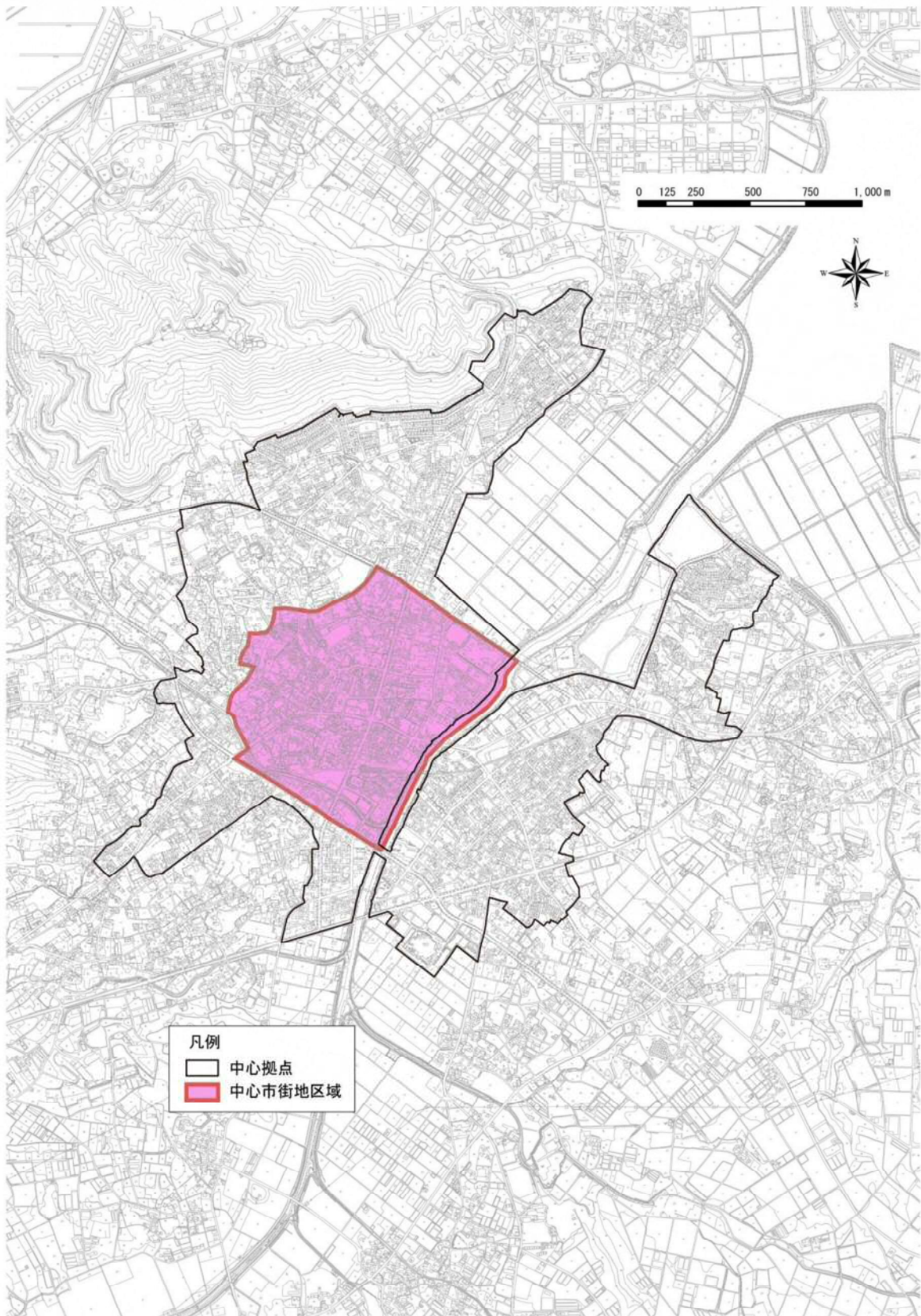
1 中心拠点（田原市街地）

①都市機能誘導区域に含める区域

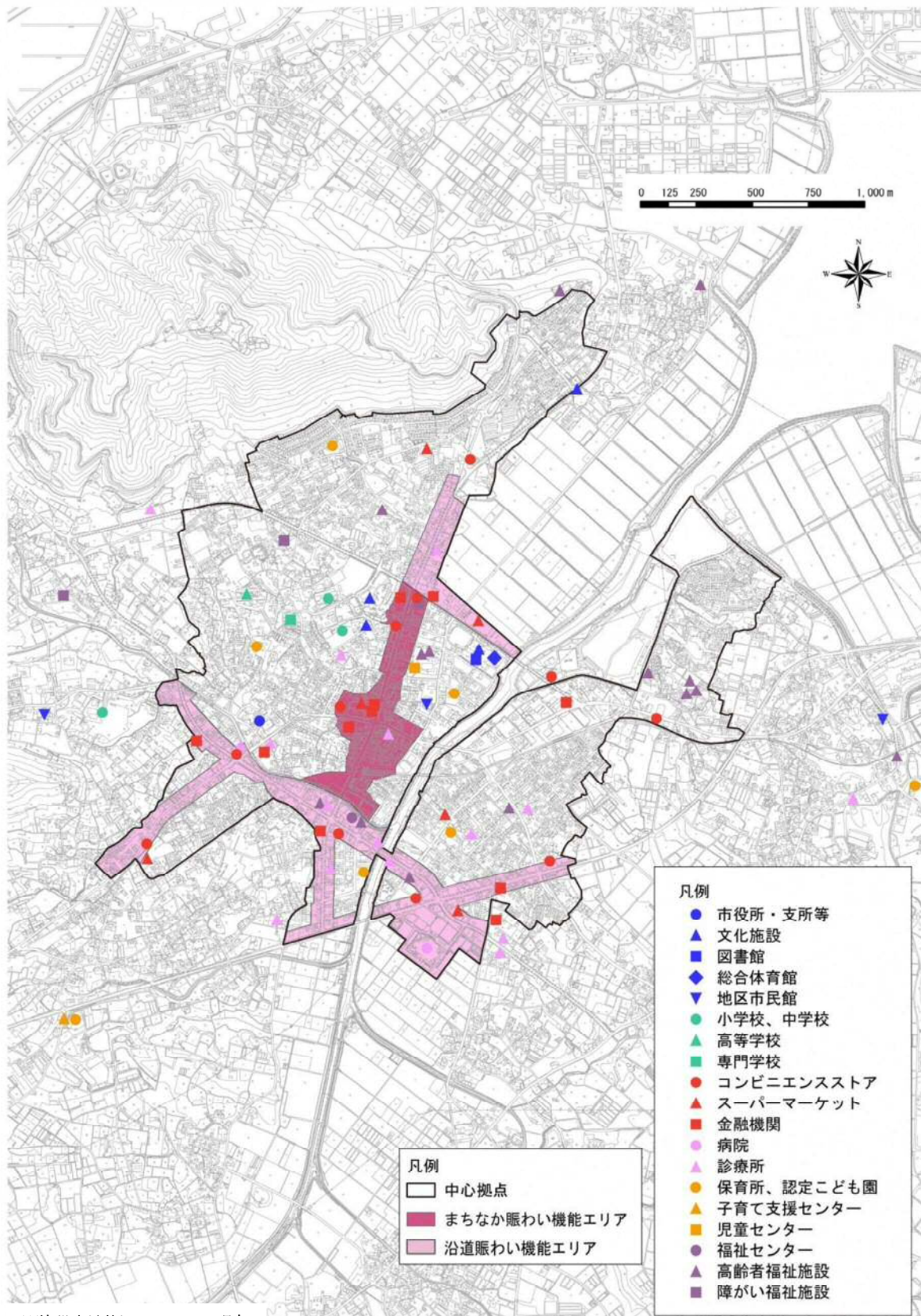
ア) 鉄道駅から半径1km 圏域



イ) 中心市街地の区域



ウ) 改定版田原市都市計画マスタープランの市街化区域及びその周辺の土地利用方針において、「まちなか賑わい機能エリア」と「沿道賑わい機能エリア」に位置付けられている区域

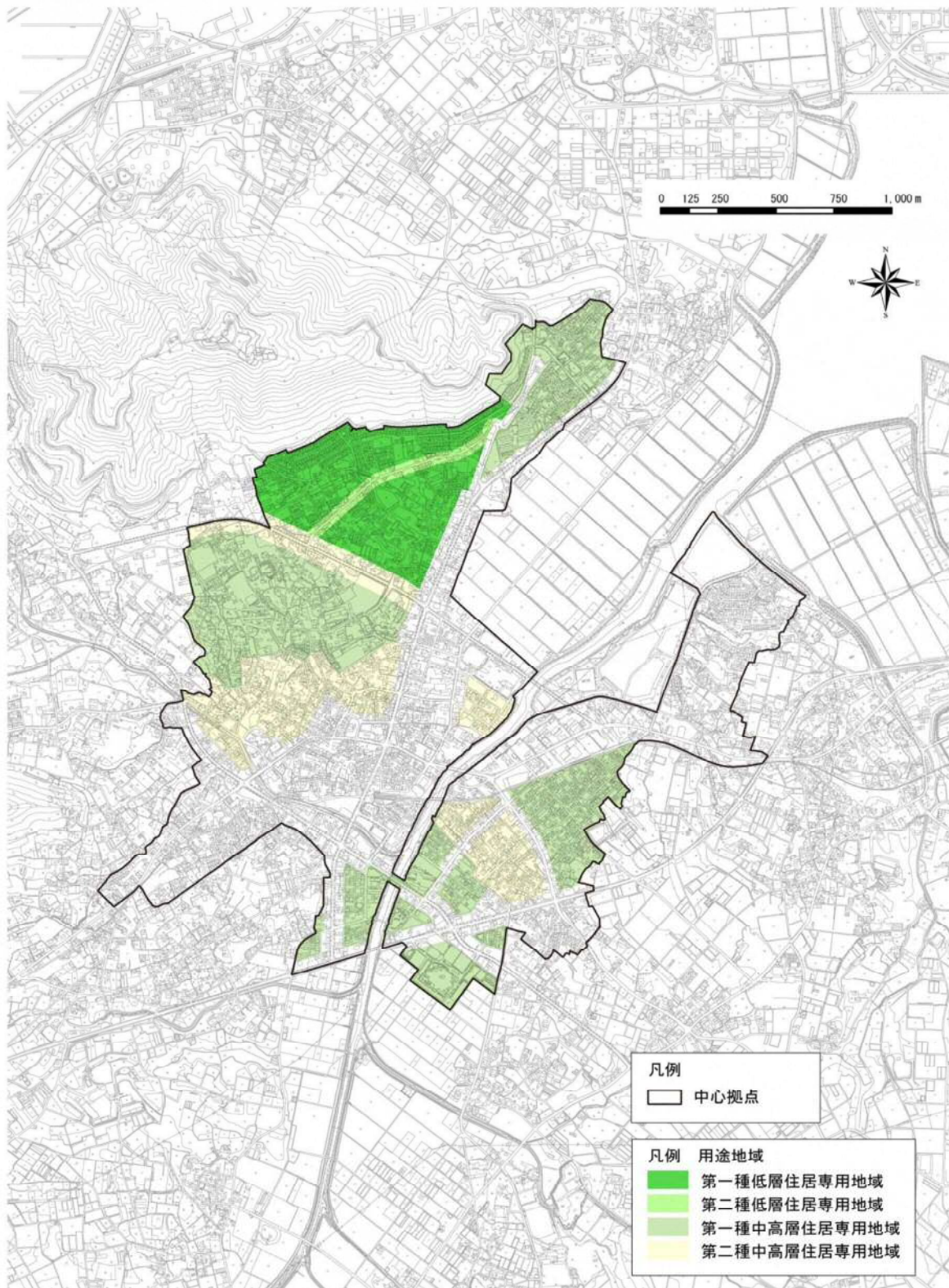


※施設立地状況はH30.4.1現在

②都市機能誘導区域に含まない区域

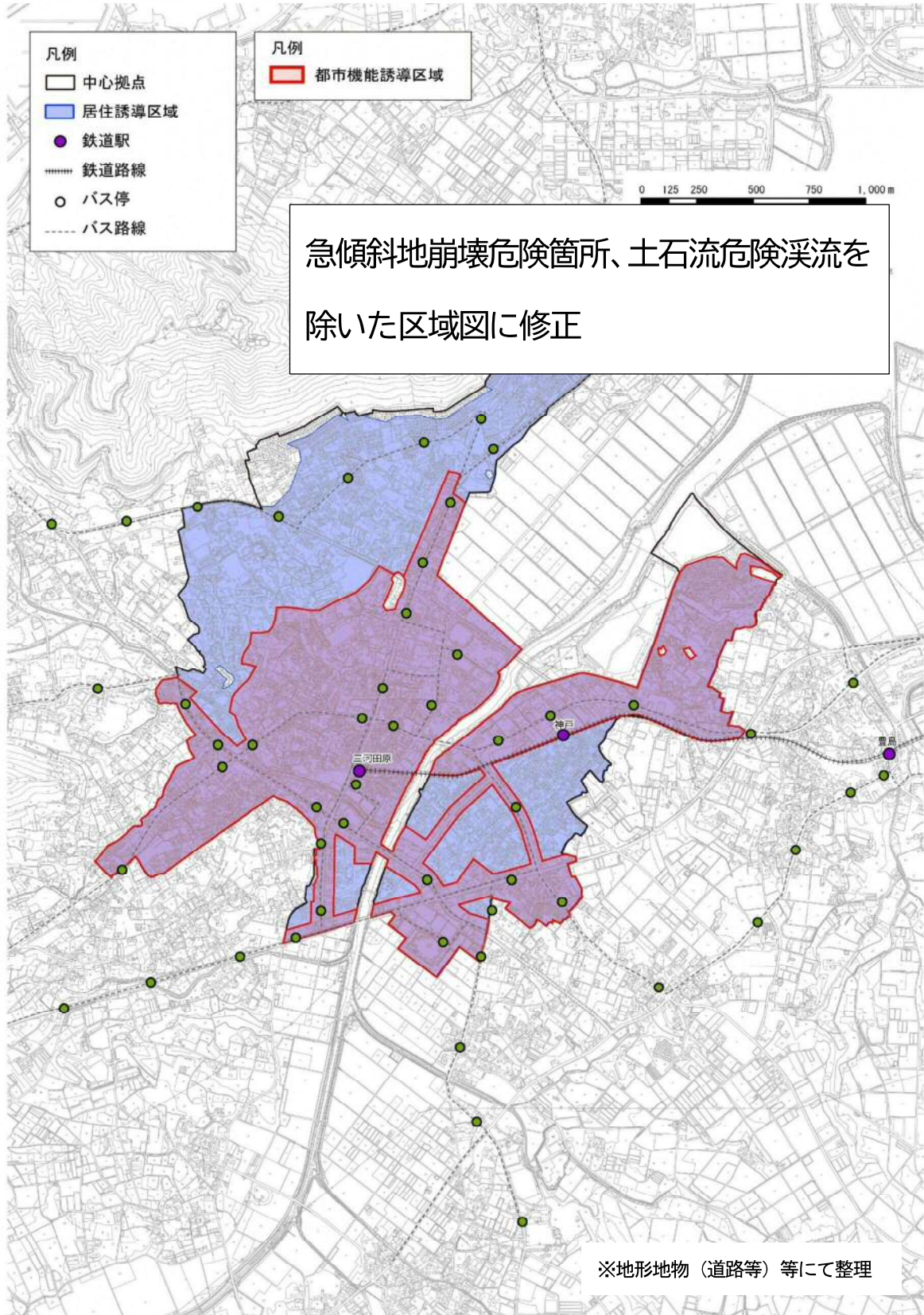
第一種低層住居専用地域から第二種中高層住居専用地域までの用途地域

以下に示してある区域から、中心市街地の区域とまちなか賑わい機能エリア及び沿道賑わいエリアの区域を除くものとします。



③中心拠点における都市機能誘導区域の範囲（対象区域）

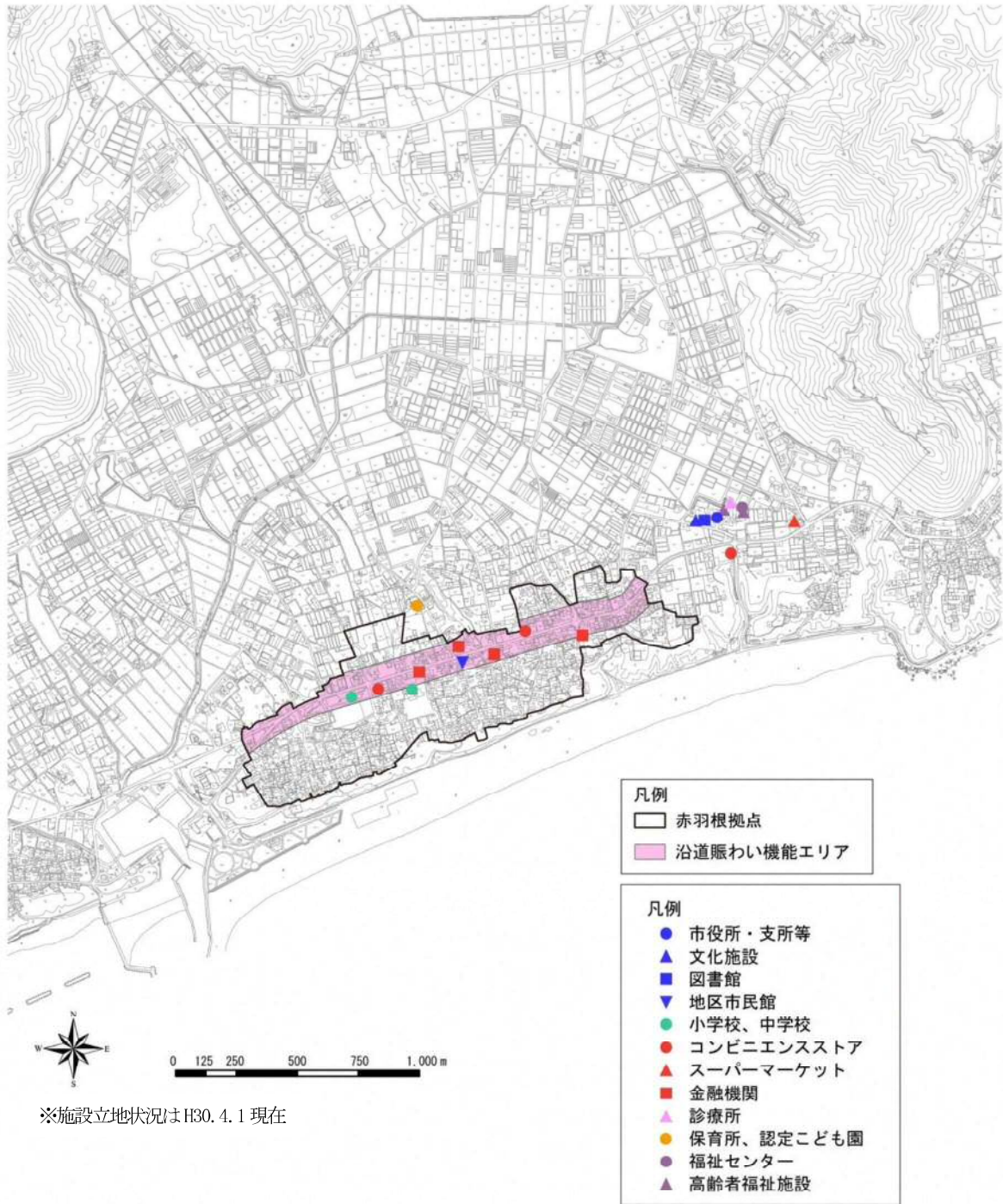
中心拠点（田原市街地）の都市機能誘導区域を以下のとおり設定します。



2 赤羽根拠点（地域拠点）

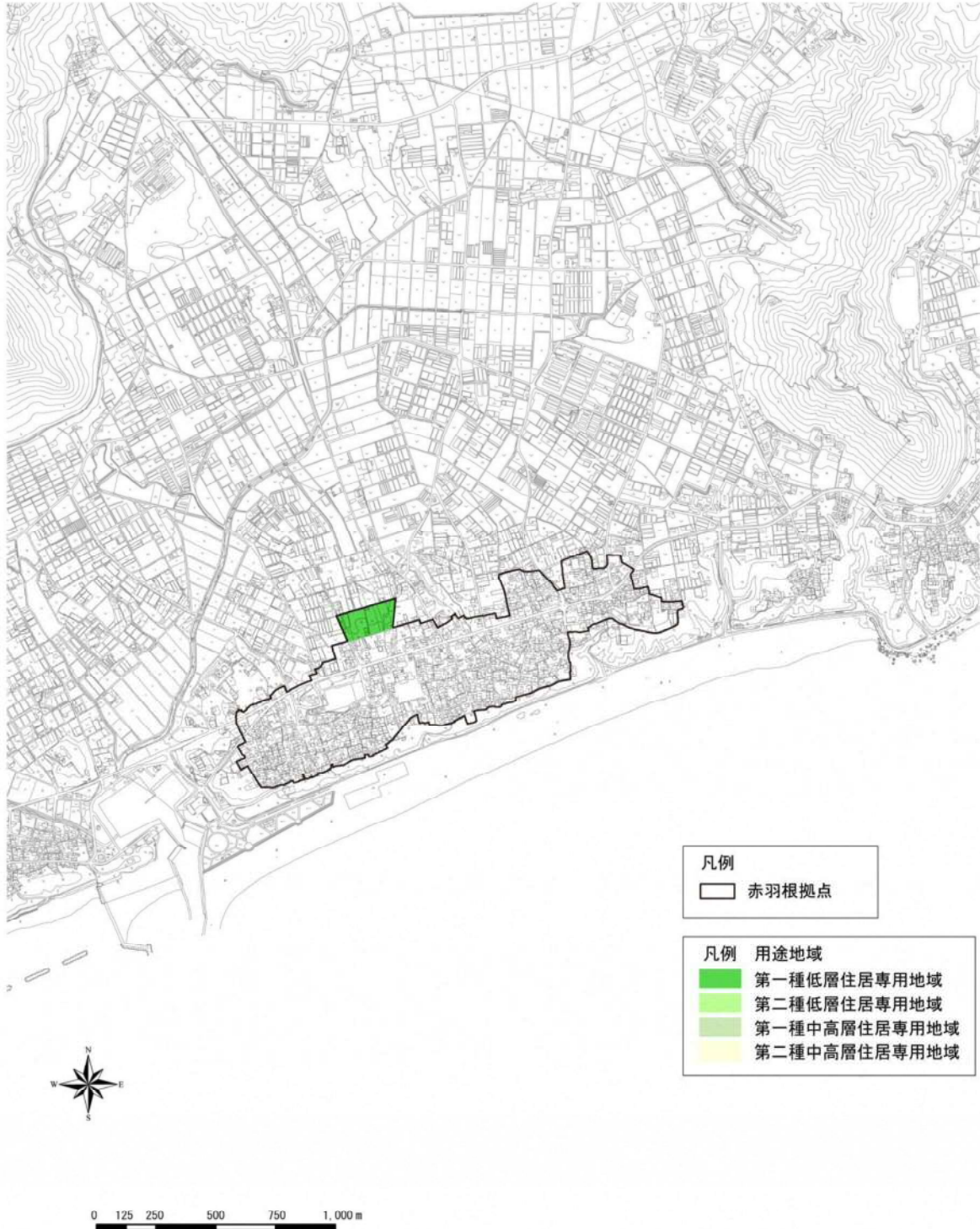
①都市機能誘導区域に含める区域

改定版田原市都市計画マスタープランの市街化区域及びその周辺の土地利用方針において、「沿道賑わい機能エリア」に位置付けられている区域



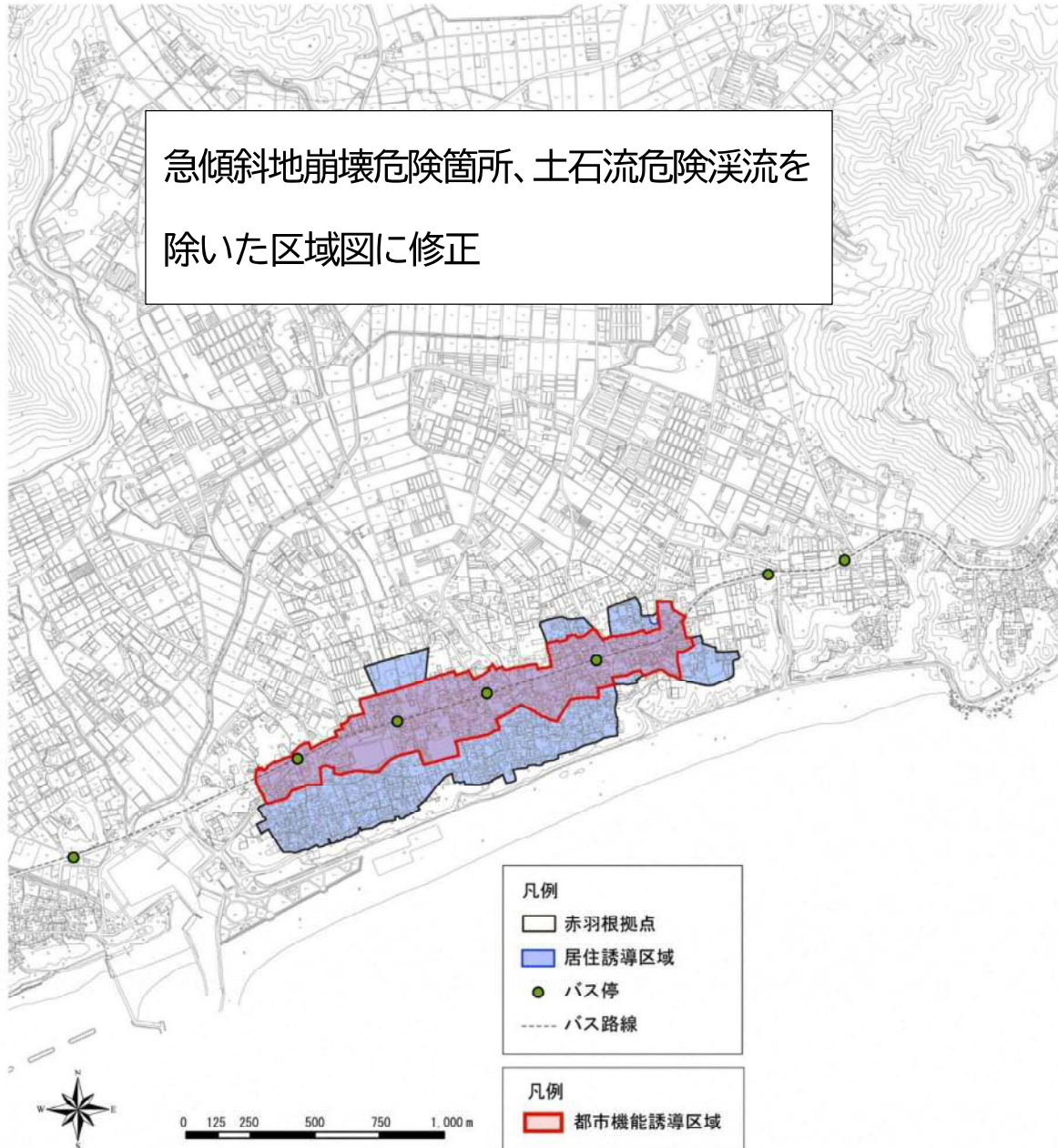
②都市機能誘導区域に含まない区域

第一種低層住居専用地域から第二種中高層住居専用地域までの用途地域



③赤羽根拠点における都市機能誘導区域の範囲（対象区域）

赤羽根拠点の都市機能誘導区域を以下のとおり設定します。

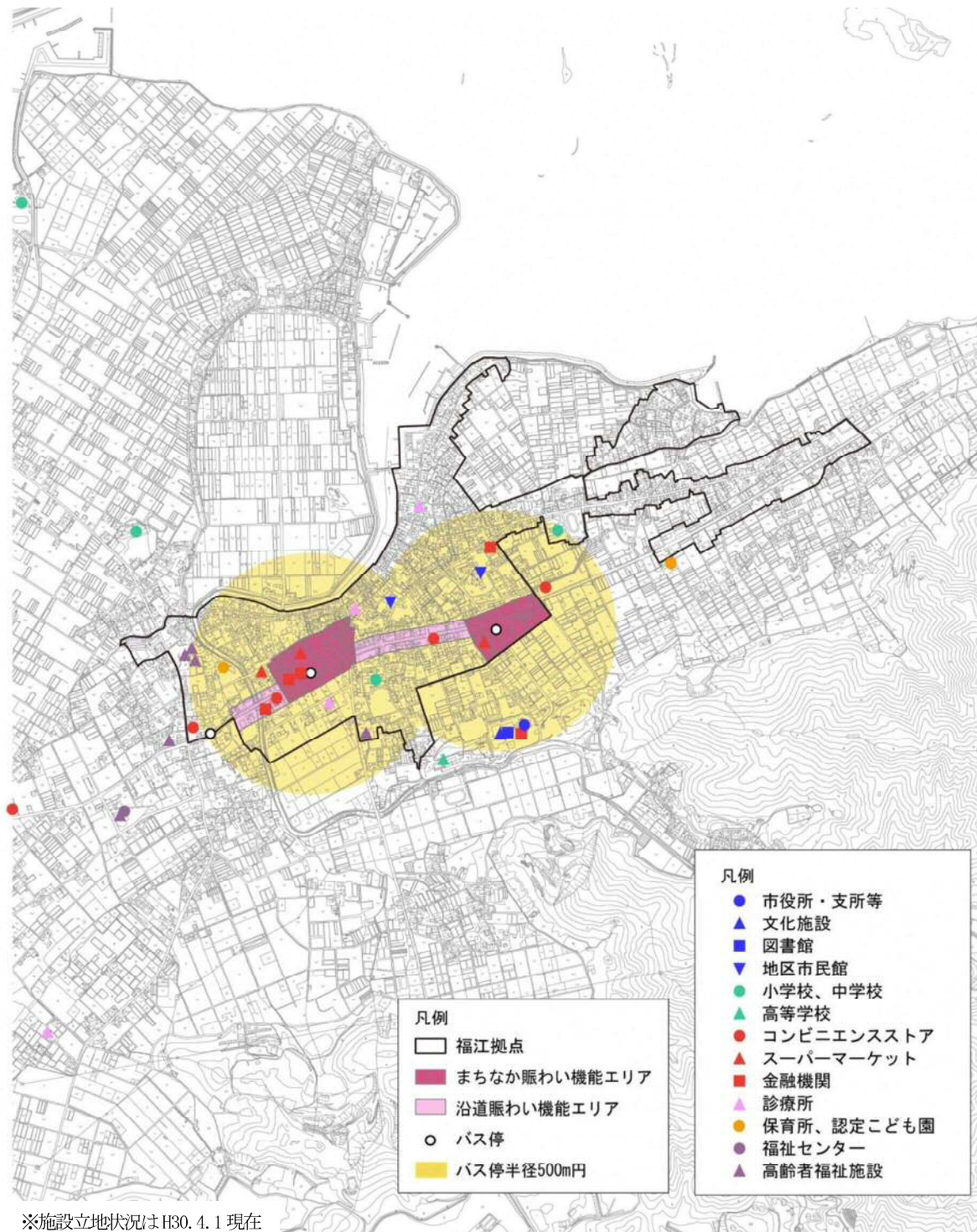


※地形地物（道路等）等にて整理

3 福江拠点（地域拠点）

①都市機能誘導区域に含める区域

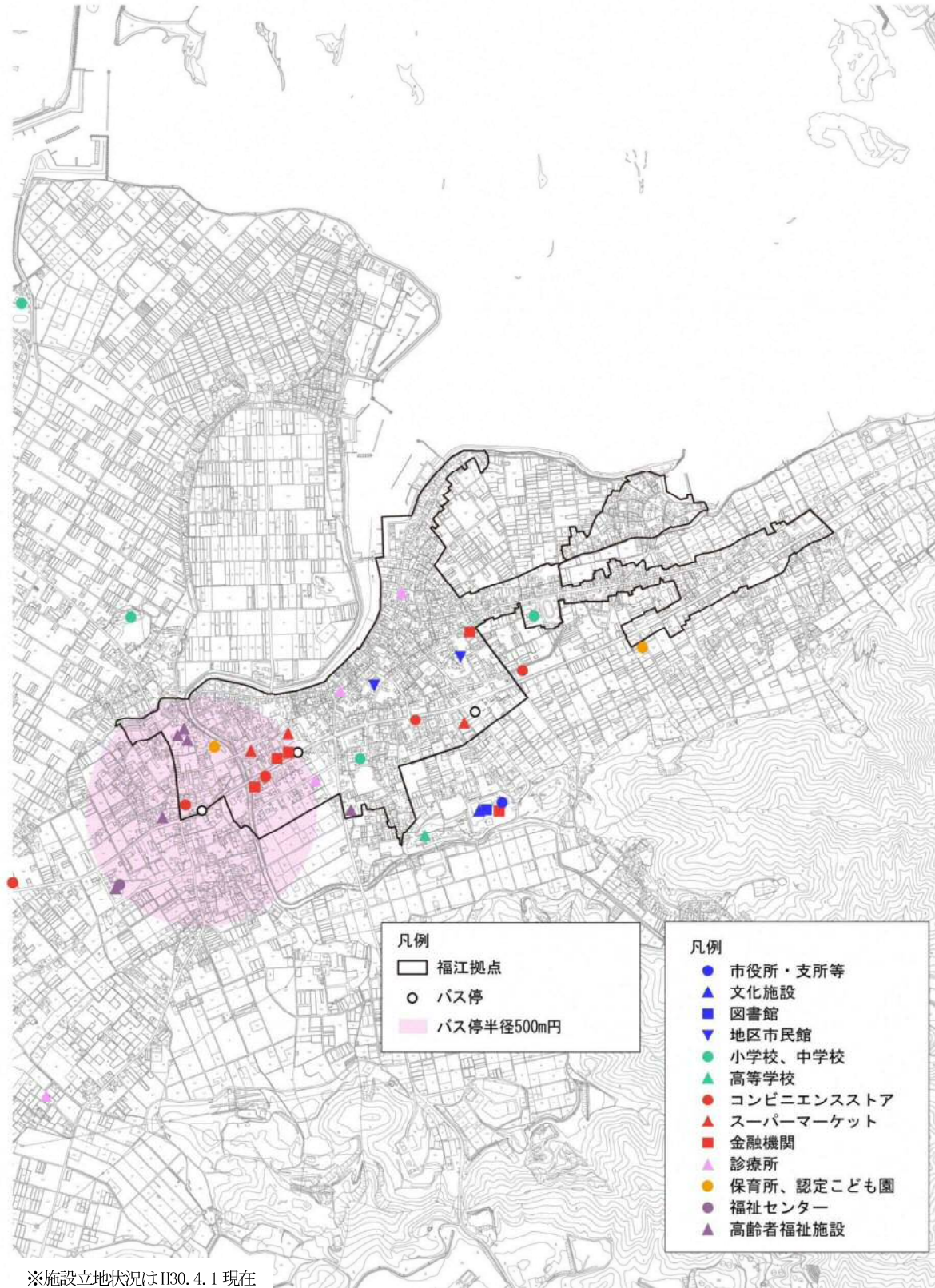
ア) 改定版田原市都市計画マスタープランの市街化区域及びその周辺の土地利用方針において、「まちなか賑わい機能エリア」内のバス停から半径500m圏域と「沿道賑わい機能エリア」に位置付けられている区域



凡例	
□	福江拠点
■	まちなか賑わい機能エリア
■	沿道賑わい機能エリア
○	バス停
■	バス停半径500m円

凡例	
●	市役所・支所等
▲	文化施設
■	図書館
▼	地区市民館
●	小学校、中学校
▲	高等学校
●	コンビニエンスストア
▲	スーパーマーケット
■	金融機関
▲	診療所
●	保育所、認定こども園
●	福祉センター
▲	高齢者福祉施設

イ) 保美バス停から半径500m圏域



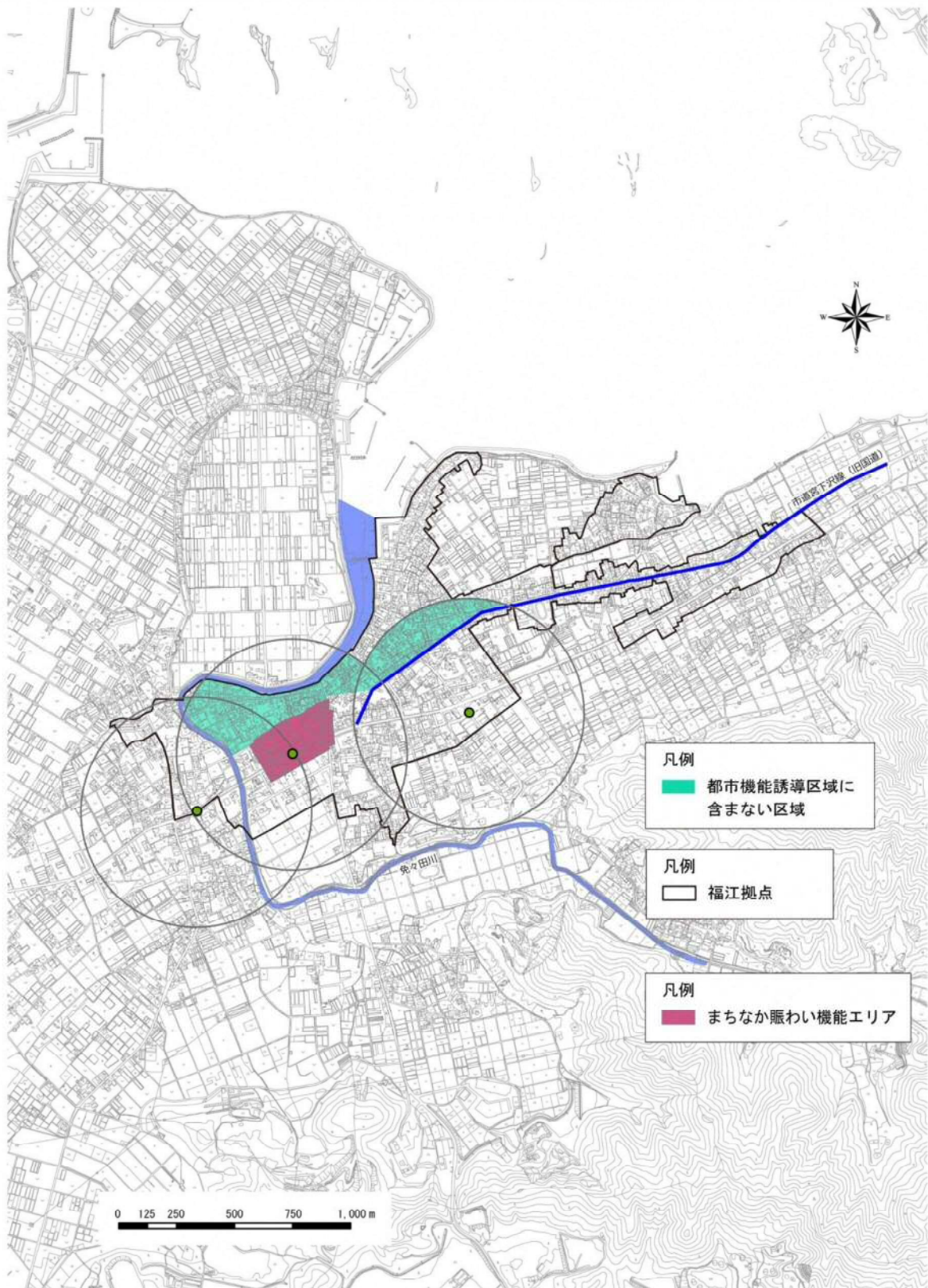
②都市機能誘導区域に含まない区域

ア) 第一種低層住居専用地域から第二種中高層住居専用地域までの用途地域

該当なし

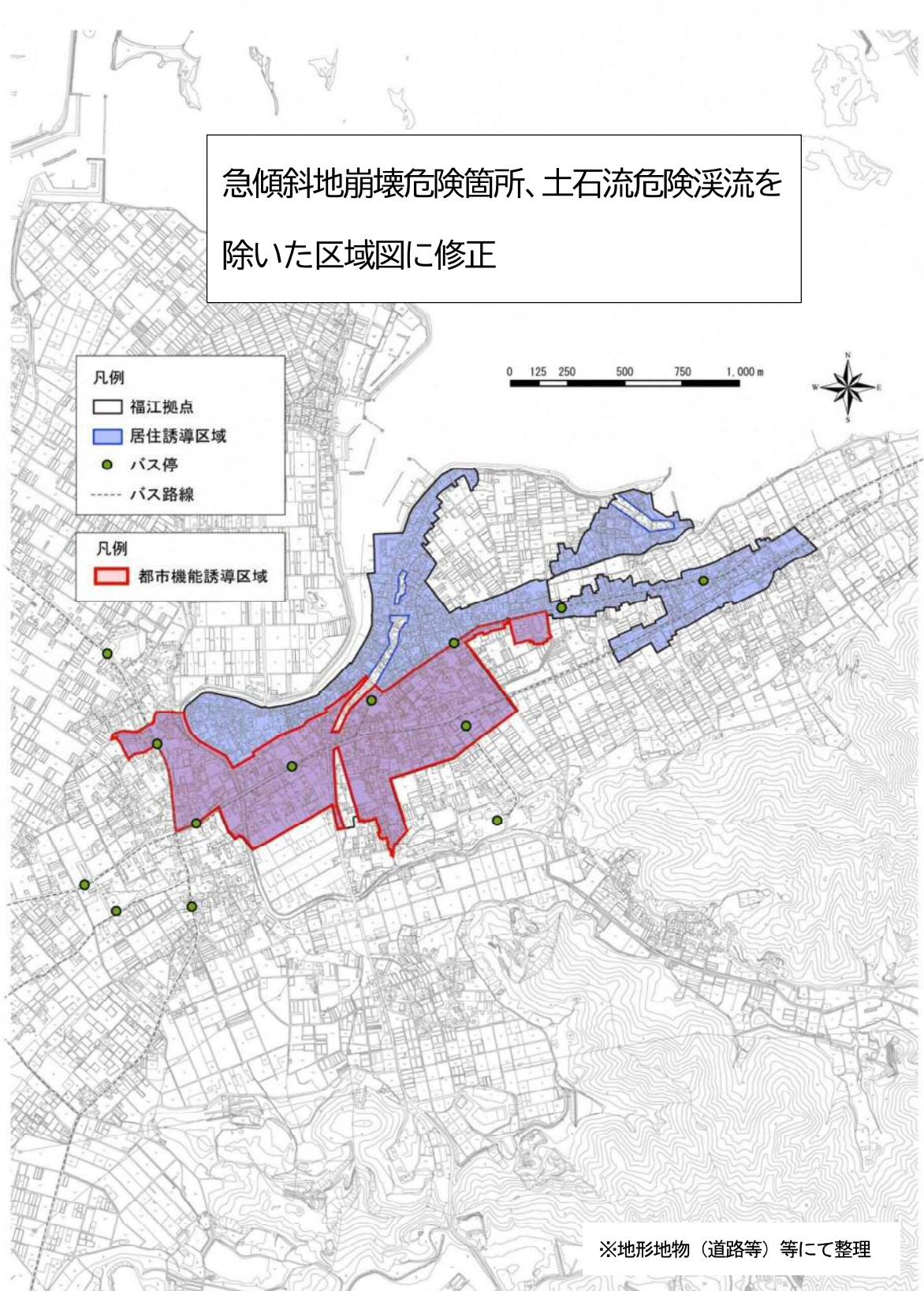


イ) ①都市機能誘導区域に含める区域の内、市道宮下沢線（旧国道）及びまちなか賑わい機能エリア（西）より北側の区域 ※免々田川より西側の区域は対象外



③福江拠点における都市機能誘導区域の範囲（対象区域）

福江拠点の都市機能誘導区域を以下のとおり設定します。



第3章 誘導施設

1 誘導施設とは

誘導施設は、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定するものであり、当該区域に必要な施設を設定することとなりますが、具体の整備計画のある施設を設定することも考えられます。この際、当該区域及び都市全体における現在の年齢別の人口構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を定めることが望ましいとされています。（都市計画運用指針）

以下に国土交通省の「立地適正化計画作成の手引き」による各拠点への基本的な機能の例を示します。

※例の中の「地域生活拠点」は、本計画の「地域拠点」を示します。

	中心拠点	地域生活拠点
行政機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中核的な行政機能 □例: 本庁舎 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 □例: 支所、福祉事務所など各地域事務所
介護福祉機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市町村全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 □例: 総合福祉センター 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 □例: 地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティサロン 等
子育て機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市町村全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 □例: 子育て総合支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもを持つ世帯が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 □例: 保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館 等
商業機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 □例: 相当規模の商業集積 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 □例: 延床面積0㎡以上の食品スーパー
医療機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 総合的な医療サービス(二次医療)を受けることができる機能 □例: 病院 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日常的な診療を受けることができる機能 □例: 延床面積0㎡以上の診療所
金融機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 決済や融資などの金融機能を提供する機能 □例: 銀行、信用金庫 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日々の引き出し、預け入れなどができる機能 □例: 郵便局
教育・文化機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民全体を対象とした教育サービスの拠点となる機能 □例: 文化ホール、中央図書館 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 □例: 図書館支所、社会教育センター

出典：立地適正化計画作成の手引き 国土交通省都市局都市計画課 令和5年11月改訂

2 田原市における誘導施設設定の考え方

(1) 基本的な考え方

第1章で示した都市機能誘導区域に現在立地する都市機能の維持を図ることを前提とし、上位計画である改定版田原市都市計画マスタープランでの各市街地の位置付けに配慮しながら、各都市機能誘導区域に必要な都市機能を設定します。

(2) 各拠点における誘導施設設定の考え方

P** (2) 都市機能の誘導方針を踏まえて、本計画の都市機能誘導区域に必要な誘導施設を設定します。

都市機能の誘導方針 ※再掲

■中心拠点（田原市街地）※改定版田原市都市計画マスタープランにおける『都市拠点』

田原市の中心をなす拠点であることから、行政・商業・業務・医療・教育・交通などの高次な都市機能の維持・集積を図ります。

■赤羽根拠点（地域拠点）※改定版田原市都市計画マスタープランにおける『市街地拠点』

主に日常生活サービス施設の維持・集積を図ります。

高次なものについては、距離も近い田原市街地での利用を想定。

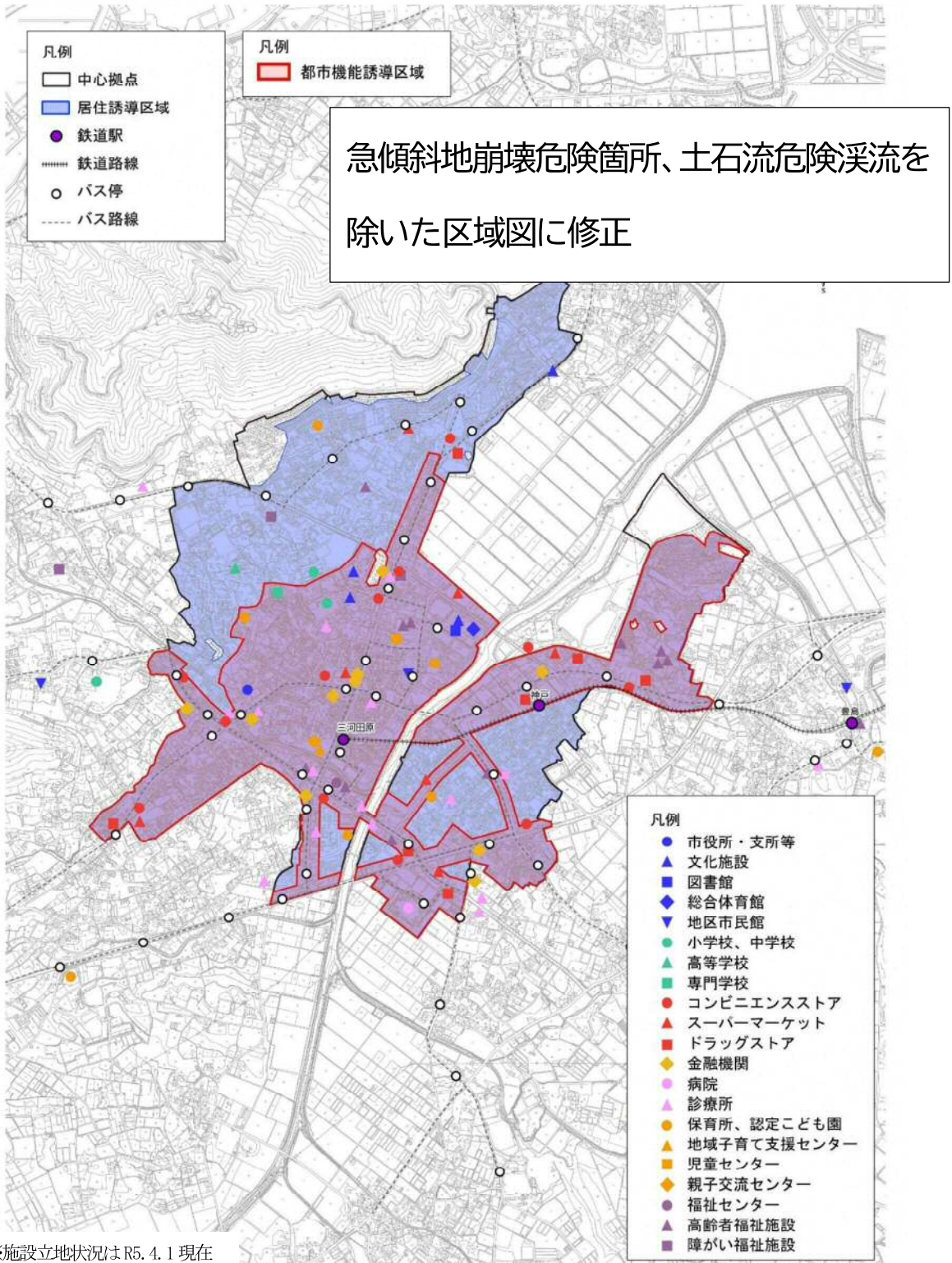
■福江拠点（地域拠点）※改定版田原市都市計画マスタープランにおける『準都市拠点』

中心拠点から距離があり、半島西部の集落の生活の拠点となっていることから、生活を支える都市機能サービスの維持・集積を図ります。

3 各拠点の都市機能誘導区域における都市機能の立地状況

各拠点における都市機能の立地状況や必要性を整理し、誘導施設の設定について検討します。

■中心拠点（田原市街地）



赤羽根拠点（地域拠点）

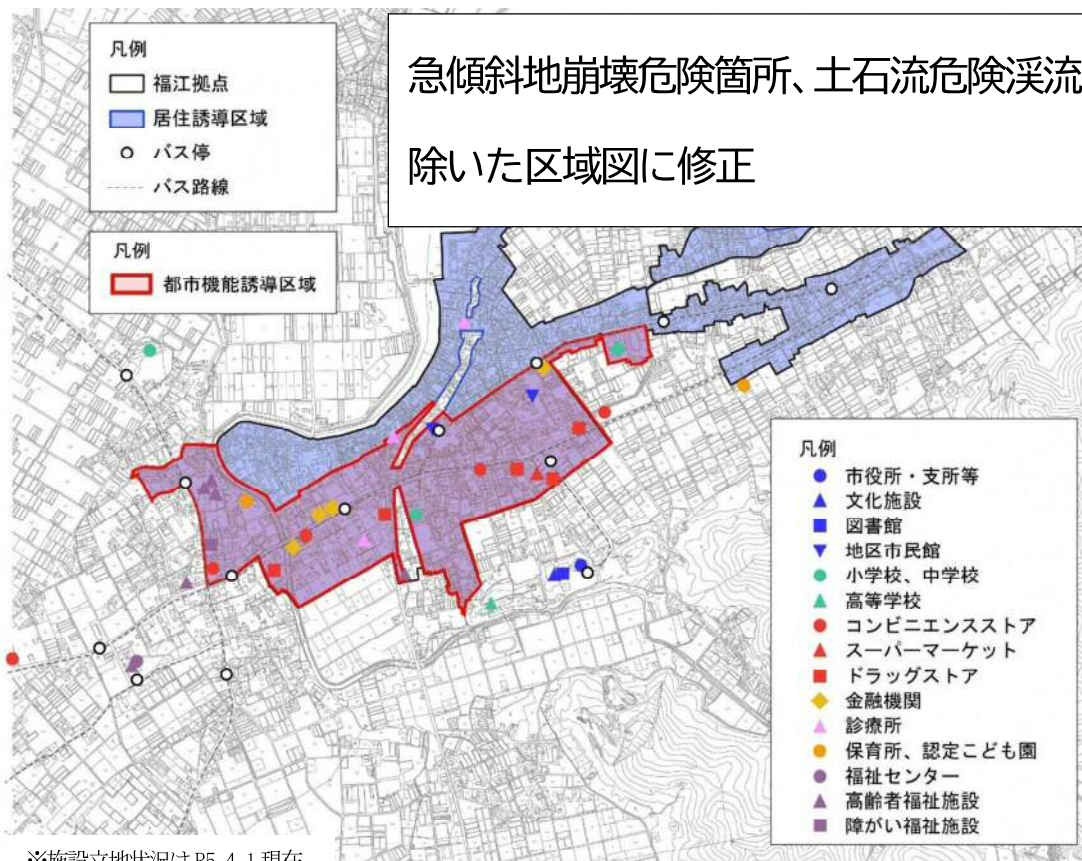
急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流を
除いた区域図に修正



※施設立地状況はR5.4.1現在

福江拠点（地域拠点）

急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流を
除いた区域図に修正



※施設立地状況はR5.4.1現在

■都市機能誘導区域における都市機能の立地状況一覧表（R5.4.1現在）

都市機能誘導区域の所在		中心拠点 (田原市街地)	地域拠点	
			赤羽根拠点	福江拠点
田原市における各拠点が果たす役割		高次の機能充実	地域生活を支える 機能の確保	半島西部の生活を 支える機能の充実
大分類	小分類			
①行政施設	市役所・支所等	・田原市役所		
	文化会館、博物館等、 図書館、総合体育館	・田原文化会館 ・田原市博物館 ・田原市民俗資料館 ・田原市中央図書館 ・田原市総合体育館		
	地区市民館	・田原中部市民館	・赤羽根市民館	・福江市民館 ・清田市民館
②教育施設	小学校、中学校	・田原中部小学校	・赤羽根小学校 ・赤羽根中学校	・福江小学校 ・清田小学校
	高等学校			
	専門学校、大学	・田原福祉グローバル専門 学校		
③商業施設	コンビニエンスストア	・10店舗(9店舗)	・2店舗(2店舗)	・3店舗(3店舗)
	スーパーマーケット	・4店舗(1,000㎡以上) (3店舗(1,000㎡以上)) ・2店舗(1,000㎡未満) (2店舗(1,000㎡未満))		・0店舗(1,000㎡以上) (1店舗(1,000㎡以上)) ・1店舗(1,000㎡未満) (2店舗(1,000㎡未満))
	ドラッグストア ※	・6店舗(4店舗)	・2店舗(1店舗)	・5店舗(1店舗)
	金融機関	・9店舗(10店舗)	・4店舗(4店舗)	・4店舗(4店舗)
④医療施設	病院(20床以上)	・渥美病院		
	診療所(19床以下)	・10施設(10施設)		・2施設(2施設)
⑤子育て支援施設	保育所	・漆田保育園		
	認定こども園	・第一保育園 ・中部保育園		・福江保育園
	地域子育て支援センター	・親子交流館内		
	児童センター	・田原児童センター		
	親子交流施設 ※	・親子交流館		
⑥福祉施設	福祉センター	・田原福祉センター		
	地域包括支援センター	・2施設(2施設)		・1施設(1施設)
	高齢者福祉施設 (通所介護)	・6施設(6施設)		・2施設(2施設)
	高齢者福祉施設 (認知症対応型共同生活介護)	・2施設(2施設)		・1施設(1施設)
	障がい福祉施設 (障がい共同生活援助)	・1施設(1施設)		・1施設(0施設)

出典：田原市街づくり推進課

※「ドラッグストア(食料品を扱う店舗)」及び「親子交流施設」は計画改定(R6.3)で新たに追加した施設

()内は平成30年4月1日時点の数値を記載

4 誘導施設の設定

(1) 誘導施設の設定方針

各拠点の都市機能誘導区域における都市機能の立地状況や必要性を整理し、誘導施設の設定について検討します。

①行政施設

- ・行政施設は、基本的に利便性の高い都市機能誘導区域に配置することとします。
- ・赤羽根地域の市民センター及び図書館と、渥美地域の支所及び図書館は、市街化調整区域に配置されていることから、基本的に施設の複合化等を踏まえながら都市機能誘導区域に**誘導していくこととします。**
- ・渥美運動公園は、体育館、弓道場、テニスコート、野球場、多目的グラウンドと一体的に市街化調整区域に配置されていますが、広大な土地が必要なこと、日常生活に必ずしも必要である施設でないことから、都市機能誘導区域内の**誘導施設には設定しないこととします。**
- ・地区市民館は、市街化調整区域を含めた概ね各小学校区に必要であることから、都市機能誘導区域内の**誘導施設には設定しないこととします。**

②教育施設

- ・小中学校は、市街化調整区域を含めた各校区に必要であることから、都市機能誘導区域内の**誘導施設には設定しないこととします。**
- ・高等学校は、都市機能誘導区域内の**誘導施設には設定しないこととしますが**、通学に便利な市街化区域や路線バスが運行している地域への立地が望ましいと考えます。
- ・専門学校や現在市内に立地のない大学は、基本的に交通等の利便性の高い中心拠点の都市機能誘導区域に**誘導していくこととします。**
- ・市民プールは、田原市西部地域の小中学校プールの集約化に合わせて活用を予定していることから、福江拠点の都市機能誘導区域に**誘導していくこととします。**

③商業施設

- ・コンビニエンスストアは、集落地にも必要な日常サービス施設であることから、都市機能誘導区域内の**誘導施設には設定しないこととします。**
- ・スーパーマーケット（食料品・衣料品）は、赤羽根拠点に立地しておらず、必要な日常サービス施設であることから、都市機能誘導区域に**誘導していくこととしますが**、既存の集落にある小規模のスーパーマーケットについても継続立地を望むことから、**面積が500㎡以上のものを対象とします。**
- ・ドラッグストア（食料品を扱う店舗）は、各拠点の都市機能誘導区域に**誘導していくこととします。**
- ・その他、規模の比較的大きな商業施設（500㎡以上）については、各拠点の都市機能誘導区域に**誘導していくこととします。**
- ・金融機関は、それぞれの拠点で充足していることから、都市機能誘導区域内の**誘導施設には設定しないこととします。**

④医療施設

- ・病院（20床以上）は、中心拠点の都市機能誘導区域の渥美病院（二次医療）だけの立地となっていることから、渥美病院から距離のある福江拠点の都市機能誘導区域に**誘導していくこととします。**
- ・診療所（19床以下）は、赤羽根拠点に立地していないこと、福江拠点の都市機能誘導区域には、特に眼科や小児科の診療所が不足していることから、それぞれ誘導が求められていますが、集落地にもかかりつけ医は必要であることから、都市機能誘導区域内の**誘導施設には設定しないこととします。**

⑤子育て支援施設

- ・保育所及び認定こども園は、概ね小学校区単位に配置されていることから、都市機能誘導区域内の**誘導施設には設定しないこととします。**
- ・地域子育て支援センターは、**中心拠点に1か所立地していますが、赤羽根地域は市街化区域（都市機能誘導区域外）に1か所、渥美地域は市街化調整区域に1か所立地している**ことから、施設の複合化等を踏まえながら、それぞれの拠点の都市機能誘導区域に**誘導していくこととします。**
- ・児童センターは、中心拠点のみに配置すべき施設とします。
- ・親子交流施設は、**中心拠点に1か所立地していますが、新たに中心拠点から距離のある福江拠点の都市機能誘導区域に誘導していくこととします。**

⑥福祉施設

- ・渥美福祉センター（あつみライフランド）は、市街化調整区域に配置されていることから、施設の複合化等を踏まえながら、福江拠点の都市機能誘導区域に**誘導していくこととします。**
- ・赤羽根地域の地域包括支援センター（赤羽根福祉センター内）は、市街化調整区域に配置されていることから、施設の複合化等を踏まえながら、赤羽根拠点の都市機能誘導区域への誘導が求められていますが、本市では、中学校区を基本として、市内の4つの生活圏域に分けてサービス及び支援をしていく方針としており、市街化調整区域にも立地していることから、都市機能誘導区域内の**誘導施設には設定しないこととします。**
- ・デイサービスセンター（通所介護）は、市内各所に立地していること、通所に際して通常送迎であること、及び現状充足していることから、都市機能誘導区域内の**誘導施設には設定しないこととします。**
- ・グループホーム（認知症対応型共同生活介護）は、田原地域に4か所、赤羽根地域に1か所、渥美地域に2か所立地していますが、通所施設でなく入所施設であり、それほど移動の利便性に配慮する必要がないことから、都市機能誘導区域内の**誘導施設には設定しないこととします。**
- ・グループホーム（障がい者共同生活援助）は、田原市街地に2か所3施設とその周辺に1か所2施設及び福江市街地に1か所1施設と少なく、赤羽根地域には立地がないことから、全ての地域への誘導が求められていますが、通所施設でなく入所施設であり、それほど移動の利便性に配慮する必要がないことや、グループホーム設置事業者の必要な支援体制の状況によることから、都市機能誘導区域内の**誘導施設には設定しないこととします。**

⑦その他

- ・公営住宅施設等を更新する際は、都市機能の維持、買物等の日常生活や公共交通等の利便性を踏まえ、**居住誘導区域への誘導を検討することとします。**

(2) 本計画において設定する誘導施設

誘導施設の設定方針を踏まえ、「誘導(赤字)」「維持(黒字)」「維持・充実(青字)」を目的とした下表に示すすべての施設を、本計画において設定する誘導施設とします。

- ◆誘導(赤字) : 新たに誘導を図るべき施設
- ◆維持(黒字) : 現在立地する施設で、将来の機能更新等に備えて維持の必要性のある施設
- ◆維持・充実(青字) : 現在立地している施設の維持に加え、更に充実(誘導)すべき施設

誘導施設	中心拠点 (田原市街地)	地域拠点	
		赤羽根拠点	福江拠点
①行政施設	・市役所	・市民センター	・支所
	・文化会館 ・博物館 ・民俗資料館 ・図書館 ・総合体育館	・図書館(分館)	・図書館(分館)
②教育施設	・専門学校 ・大学	—	・市民プール
③商業施設	・スーパーマーケット 500㎡以上 ・ドラッグストア※ ・商業施設 500㎡以上	・スーパーマーケット 500㎡以上 ・ドラッグストア※ ・商業施設 500㎡以上	・スーパーマーケット 500㎡以上 ・ドラッグストア※ ・商業施設 500㎡以上
④医療施設	・病院(20床以上)	—	・病院(20床以上)
⑤子育て支援施設	・地域子育て支援センター	・地域子育て支援センター	・地域子育て支援センター
	・児童センター ・親子交流施設	—	・親子交流施設
⑥福祉施設	・福祉センター	—	・福祉センター

※食料品を扱う店舗